

広島県医師会速報

2023年(令和5年)3月25日号 第2546号

1 第26回 市区郡地区医師会長Web会議

市区郡地区医師会長の全員が今年を総括

7 令和4年度 中国四国医師会連合常任委員会 (会長会議)

中国四国医師会連合災害協定の見直し及び実施細目等の制定も視野に入れて

11 理事会記事 (2月28日)

14 会員へのお知らせ

医師法に基づく2年に一度の医師の届出 (再周知のお願い)

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (セービン株) 混合ワクチン等に係る「使用上の注意」の改訂
都道府県における今後の外来機能報告制度の運用等 妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果 他

29 医師国保の葉

「組合規約及び規程の一部改正」 令和5年度保険料計算日の日程及び資格情報の入力規制

31 社保の葉

e-資料 通達文書 (社保関係) 掲載情報 令和5年度における診療報酬等の支払日

令和5年度診療報酬改定関連書籍の販売 (案内)

35 介護保険の窓 e-資料 通達文書 (介護保険関係) 掲載情報

36 広島県地域医療支援センターだより

37 IPPNW (核戦争防止国際医師会議) コーナー

第23回IPPNW (核戦争防止国際医師会議) 世界大会のご案内

38 勤務医ニュース

医療安全を担当して (国家公務員共済組合連合会吉島病院 副院長 呼吸器外科 宮原 栄治)

39 禁煙コーナー たばこ規制枠組み条約 (FCTC) (医療法人 阪田医院 阪田 英世)

40 広島医学コーナー (第76巻3号)

41 広島県医師協同組合情報 新築マンション購入の割引制度をご利用ください

42 募集コーナー

47 学術講演会ガイド (3月25日~4月24日)

50 学会案内 第31回 日本医学会総会 2023東京

51 編集室 身の丈戦略 (上野 宏泰)

会員の先生方は、e-広報室から
カラーで速報を閲覧できます。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 情報は9・29~30・32・40ページをご覧ください

サイバーリスク100万円保険がご利用いただけます



昨今の医療機関を標的としたサイバー攻撃の増加に備え、広島県医師会では本会会員が管理・運営する全ての病院・診療所を対象に、サイバーリスク100万円保険に加入しております。

万が一感染の恐れがある場合には、24時間365日問い合わせが可能なホットラインサービスを本会会員であれば誰でもご利用いただけます。

第26回 市区郡地区医師会長Web会議

—市区郡地区医師会長の全員が今年を総括—

と き 令和5年1月31日(火) 午後7時

ところ 広島県医師会館 702会議室 Web開催



広島県医師会 会長 松村 誠



地域包括ケアシステムの推進を説明する増廣典子地域共生社会推進課長（最下部右側）

第26回の会長Web会議では、最新情報として、広島県より新型コロナ感染状況、ワクチン接種情報、地域包括ケアシステム、認知症施策、地域共生社会、麻薬等事故発生状況の情報提供を受けた。また、耳より情報では、オンライン資格確認導入の原則義務付けに係る経過措置及び、サイバーリスク100万円保険の創設について報告した。

挨拶(要旨)

広島県医師会会長 松村 誠

広島県のコロナ状況は、本日の新規感染者は1,987人であったが、昨日は1,000人を下回り減少傾向であるため、本日、広島県独自の「医療非常事態警報」が解除された。また5類移行も5月8日からと決まり、5月19日からはG7広島サミットも開催される。

また、この「市区郡地区医師会長Web会議」の源流ともいえる「広島県郡市連合医会」という団体が明治36(1903)年3月に結成されている。この時は県下に19の郡市の医会があり、それが連合体を組織したということで、今年ちょうど120周年となる。次回の3月はその記念すべき会議となるので、コロナ禍で一度もお会いできていない皆さまと一堂に会する機会としていただいている。

1. 報告・協議事項

(1) 最新情報

① 新型コロナウイルスの県内の感染状況について

広島県健康福祉局 総括官(健康危機管理)
平中 純

現在のコロナ第8波では、1月5日～7日に1日の新規陽性者数が8,000人を超えていたが、これをピークに現在は減少傾向である。

年末年始の診療・検査医療体制への協力と年明けの陽性患者の激増対応など、市区郡地区医師会の先生方には大変お世話になり、第8波の医療非常事態を乗り切ることができそうである。

全国の感染状況も当県と同様に1月上旬をピークに急速に減少してきたが、ここ数日は緩やかな減少になっている。年代別でみると10代未満の割合が増加しており、高齢者の60歳以上が20%を超えて高止まりしているが、いずれの年代においても感染者数が減少している。症状悪化率も第7波と同等の低い割合となっている。オミクロン株対応ワクチンの接種状況は65歳以上で72.2%と高齢になるほどオミクロン株対応ワクチンの接種率が進んでいる。

現在、前週比0.63と「1」を下回って推移しておりピークアウトしたと判断した。入院患者も減少しており、病床使用率は緊急フェーズⅡの50%を下回り、本日の入院患者数は324人となっている。よって明日(2月1日)からは、緊急フェーズⅡ(917床)から緊急フェーズⅠ(785床)に引き下げることとしている。このまま減少が続けば一般フェーズ4へ移行し、一般医療の確保へ注力したい。よって医療非常事態警報を本日(1月31日)付けで解除することとした。警報期間は12月16日から1月31日の47日間であった。県民の命と健康を守るために奮闘いただいている医療機関の皆さまに感謝を申し上げる。

また、当県の季節性インフルエンザの流行は、1月16日～1月22日、広島市保健所管内で定点当たり13.95となり注意報を発令しており、コロナから引き続いて厳しい診療状況になっていると思う。

また、1月27日に国の対策本部から発表された、感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針は、特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナを5類感染症に位置づけるとなっている。

感染症法上の位置づけの変更等に関する対応

方針は、①患者等への対応は、急激な負担増が生じないように、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続する。

②医療提供体制は、一般的な医療機関による対応への移行、病床確保料の取り扱い、入院調整のあり方など各種対策・措置の段階的見直しについて、検討・調整を進め、3月上旬をめどに具体的な方針を示す。

③サーベイランスは、感染症法に基づく発生届は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行する。

④基本的な感染対策は、マスクの取り扱いについては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としているが、マスクの取扱いは、早期に見直し時期も含めその結果を示すとしている。

⑤ワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法に基づいて実施するとしており、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにすることである。

⑥水際措置は、5類感染症に位置づけられることに伴い、検疫法上の「検疫感染症」から外れる。

また、国の対策本部は廃止され、県対策本部についても廃止することになり、感染に不安を感じる場合の無料検査事業は終了する。国の基本的対処方針が廃止されるため、さまざまな要請もなくなる。本県としての対応は国の整理を踏まえ医師会の先生方に相談しながら検討を進めてまいるので引き続きご協力をお願いする。

抗原定性検査キット無料配布は12月下旬から実施していたが、医療非常事態警報の終了に伴い2月1日(水)の受付をもって終了する。これまで14万6千キットの申し込みがあり、11万5千キットの配布が終了している。この期間中に陽性者登録センターへの登録が17,430件あったが、そのうち無料配布キット使用の登録数は8,399件と、およそ2分の1がこのキットであった。

また、年末年始に休まず開設していただいた広島県オンライン診療センターについては、2月6日(月)以降は、これまでの木・土・日曜・祝日の診療から、電話・オンライン実施医療機関の少ない日曜・祝日に限定した診療に変更する。(※3月1日(水)からは一旦休止)

② 新型コロナウイルスワクチンの接種について

広島県健康福祉局 ワクチン政策担当課長
草薙 真一

1月に入っても先生方のご協力でおミクロン対応ワクチンの接種を進めている。特例臨時接種が年度末までと先月も説明したが、1月27日の国の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定事項で「ワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法に基づいて実施することとなる。4月以降、ワクチン接種をどのように行っていくべきか、専門家による検討を行っているが、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする」との方針発表があった。

具体的な内容はQ&Aで示されており、Q1として、特例臨時接種の実施期間が令和5年3月31日まで、また5月8日からは5類移行でワクチン接種はどうなるのかとの質問には、4月以降も、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにするとのことで、内容はまだ検討中である。

1月19日付けでお知らせしている「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)のうち、「新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業(個別接種促進のための支援事業)」の様式送付について(周知依頼)」は、一定期間にワクチン接種をしていただくと交付している支援金であるが、こちらも特例臨時接

種が年度末までであり、現時点では終了となるが、第11期の申請受付期間は令和5年3月15日～同年3月31日、申請は令和5年4月10日必着となっている。ご注意ください。

③ 地域包括ケアシステムの推進について

④ 認知症施策の推進について

⑤ 地域共生社会の推進について

広島県健康福祉局 地域共生社会推進課長
増廣 典子

広島県では、「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョン」を策定し取り組んでいるが、その一つに医療・介護における地域包括ケアシステムの質の向上がある。高齢者が身近な地域で、医療・介護、介護予防、住まい、生活支援等のサービスを包括的に受けることができ、高齢者本人もその家族も、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう目指しているが、10年後の目標値として、県民アンケートの「医療や介護が必要になっても、安心して暮らし続けられると思う者の割合」を、令和2年度の55.6%から、令和12年度は82%に上昇させたいと考えている。しかし、令和3年度51.1%、令和4年度50.2%と低下している。

このアンケートで県民が不安に思っている一番大きな項目は、「特に大きな理由はないが、漠然とした不安がある」で28%であったが、2番

安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン

第2章 施策

3 施策領域 医療・介護 (地域包括ケアシステムの質の向上)



目指す姿(10年後)

- (デジタル技術やデータの活用等による医療・介護の高度化・効率化)
- (高度・専門医療や最先端の医療を提供できる中核的な機能整備と若手医師かに選ばれる医師等の育成・派遣拠点として、全県の医療提供体制の確保)
- …高齢者が身近な地域で、医療・介護、介護予防、住まい、生活支援等のサービスを包括的に受けることができ、高齢者本人もその家族も、住み慣れた地域で安心して暮らしています。
- (救急医療、災害医療、感染症等大規模な健康危機管理事案に迅速に対応できる保健・医療体制の整備)

指標

- 広島都市圏の基幹病院が実施する先進医療技術件数
- 県内医療に携わる医師数
- 医療や介護が必要になっても、安心して暮らし続けられると思う者の割合

10年後の目標値(R12)

13件 → 26件
7,286人 → 7,378人
55.6% → 82%

目に多いのは「自宅にいられなくなった時、医療や介護に不安がある」が19.7%で、この結果を踏まえながら全県での地域包括ケアシステム構築を推進しており、平成24年に広島県地域包括ケア推進センターを設置したことが大きな特徴である。センターでは広島県独自の取り組みで「評価指標」を作成し、市町や関係者で地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいる。平成29年には全県に地域包括ケアをマネジメントする仕組みを構築し、それ以降は質の向上を図り、指標の見直しも行っている。

評価は35指標(66評価基準)からなるが、特に医療には9指標あり、主な指標としては、「本人や家族の希望に応じて、看取りを行う体制がありますか」、「住民の希望や思いが医療やケアに反映されるようACPの普及啓発を進めていますか」などがあり、こういった評価で分析を進めている。

全体としては、医療、介護、保健・予防、住まい、生活支援、専門職、住民参画、行政の関与の8分野全てで各圏域の実施率が増加しているが、特に医療の評価は高く先生方の協力に感謝する。

その反面、在宅医療提供時の関係者間の情報共有(指標4)の実施率が低い(62.4%)状況があり、県としては在宅医療啓発ツールを作成し、ACPと併せて、県民への普及啓発を加速し、地域包括支援センターまたは、居宅介護支援事業所を対象とした退院調整等状況調査を引き続き実施するとともに、職能団体と取り組みを検討したい。

認知症共生の推進については、高齢者の5人に1人は認知症となる時代が間近である中、本県としては、共生と予防を二つの基本軸とする認知症施策の総合的な推進を実施している。その中の一つとして「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」を実施しており、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、医療・介護・障害福祉等各分野の関係機関の連携を促進し、また、急性期、身体合併症等、容体に応じた適切な医療サービス提供体制の充実を図るとともに、介護従事者の認知症ケアの質の向上とネットワーク化を推進している。

認知症は高齢者が多いことから、地域包括支援センターを中心に支援する場合が多いが、認知症初期集中支援チームや、認知症地域支援推進員と連携して支援を行っている。その認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる人や

認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的(おおむね6ヵ月)に行い、自立生活をサポートするチームのことで、医療と介護の専門職が実施している。チームの中心である、かかりつけ医と認知症サポート医には、お互いが相談と助言の関係で連携しながらサポートしていただいている。

広島県独自の取り組みであるが、認知症サポート医養成研修とかかりつけ医認知症対応力向上研修のいずれかを修了した医師をオレンジドクターと認定し、「もの忘れ・認知症相談医」として活動をお願いしている。現在まで1,265人が認定されている。

地域共生社会の推進は、「住民間」、「住民と専門職」、「専門職間」等が連携・協働し、日常生活上の困りごとを抱える方々が早期に発見され、相談を漏らさず受け止め、課題の解決につながることを目指している。令和2年度からモデル事業を実施しており、黒瀬町乃美尾地区(東広島市)で、ケアマネジャーから市社会福祉協議会への認知症高齢者を介護する家族の負担軽減の相談をきっかけに、地域内の寺院において、身近な地域で誰もが立ち寄れる居場所づくりを進めることとなった。「地域の相談事を住民と専門職とが共に協議できる拠点づくり」を目的に、寺院住職、ケアマネジャー等が中心となり、自治会等の協力も得て『みんなの日曜学校「みんクロ」』を月1回開催している。広島県としては、地域共生社会(重層的なセーフティーネット)の推進に向けて地域包括ケアシステムがその重要な基盤の1つとなるとの考えに基づいて、例えば、認知症になってもなくても、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていただくために、今後も地域共生社会の構築を推進してまいる。医師会の先生方には引き続きご支援・ご協力をお願いする。

【質問】三次地区は、高齢者に対する地域包括ケアシステムを構築できたと自負しているが、5年後10年後には不安があるので検討をお願いします。①インフォーマルが大切であり、ご近所さんの力とかかりつけ医を持とうと講演会で話しているが、コロナがありご近所さんの力が落ちている。事業所も頑張っているが人材不足は否めない。その原因は介護士の報酬が低賃金であることに由来する。②終末をどこで住まうかであるが、経済的に余裕があればよいが、ない人はどうするかを検討しなければならない。

【回答】

地域包括ケアは住まいや経済も含めて検討

しなければならず、関係部署と先生のご意見を共有して取り組んでまいらる。

【資料提供】

① 麻薬等事故発生状況について

広島県健康福祉局 薬務課 岡田 史恵

1月24日付けで「麻薬事故への対策について(通知)」を発出している。広島県における麻薬事故届出件数は、過去4年連続で増加が続いたが令和3年に減少に転じた。この一因として、新型コロナウイルス感染拡大の影響により手術数が減少したことが考えられるが、麻薬の取り扱いにおける法令遵守の意識が高まっているためであるとも推察できる。

令和3年の事故種別を見ると、「滅失」が大きく減少しているが、「その他」の18件には誤投与といった重大な事故が含まれており、医療安全の観点からも院内での事故防止の徹底をお願いする。

事前質問のあった「βラクタム系抗菌薬の供給状況について」に関しては、ご指摘のとおり現在、供給が不安定になっている。βラクタム系抗菌薬の原薬製造は、発酵工程や交差反応があるため、専用の生産ラインが必要であり、製造所は国外の数社に限られている。

カルバペネム系は全品目が出荷調整となっている。原因は、主要の東和薬品及び沢井製薬の製品が、適合した原薬を確保できないことを理由に出荷停止となり、その需要増に他社品も受けきれず出荷調整等に陥っている。対応としてはメロペネムの発注量の適正化、対象の絞り込み、デ・エスカレーション等や、代替薬への切り替えをお願いしている。改善の見込みとしては、順調にいけば令和5年3月下旬から4月頃に出荷再開できる見通しである。

セフェム系も全体的に供給不足であり、主要品目のセファゾリンNaが令和元年に中国での製造上のトラブル等から長期に供給停滞している。また、令和4年7～8月に、ニプロの製品が原薬への異物混入を理由に出荷停止または出荷調整となっており、これを受けて、代替薬も出荷調整等に陥っている。現時点で、セファゾリンNaはニプロ及び日医工の製品が出荷調整中であるが、大塚製薬の製品は通常出荷している。ファーストシンは武田テバ薬品の製品が、ロセフィン太陽ファルマの製品が通常出荷している。セフェピム塩酸塩(先発名:マキシピーム)はサンドの製品が通常出荷している。なお、ニプロ及び日医工のセファゾリンNaの供給改善の情報は現時点で確認されていない。

辻勝三安佐医師会会長

βラクタム系の不足についてよく理解できた。質問は安佐医師会の中規模病院からの質問であったが、抗生物質の不足は患者の命に直結する問題で、在庫や供給体制状況、あるいは適正使用指針など、医師会として先回りした情報発信も必要である。

落久保裕之常任理事

今後もこういった薬品の供給不足が発生する可能性があるため、状況を集約し共有したいと思う。

(2) 耳より情報

① オンライン資格確認導入の原則義務付けに係る経過措置について

② サイバーリスク100万円保険の創設について

広島県医師会常任理事 藤川 光一

オンライン資格確認導入に関する経過措置の決定については、広島県内の病院・診療所における導入状況は、顔認証付きカードリーダー申込数は2,241施設(90.6%)、2,472施設、準備完了施設数933施設(37.7%)、運用開始施設数は755施設(30.5%)となっている。

令和4年の中医協の中で、令和4年12月頃に導入状況の点検を行い、地域医療に支障を生じる等、やむを得ない場合の対応について、その期限を含めて検討するとされていた。これにつき12月23日開催の中医協で実際の検討が行われ、「やむを得ない事情」を抱える医療機関については、令和5年3月末までに地方厚生(支)局に届け出ることを条件に、それぞれの期間内は経過措置の対象となり、保険医療機関及び保険医療費担当規則の違反を問われないこととなった。

「やむを得ない事情」とは(1)システム整備中→令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了。(2)ネットワーク環境事情→オンライン資格に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない。(3)訪問診療のみを行っている。(4)改築工事中または臨時施設を使用中。(5)廃止・休止の予定がある→令和6年秋までが対象で、それ以降は個別に対応。(6)その他特に困難な事情がある場合→①自然災害等により継続的に導入が困難な場合②高齢の医師等でレセプト取り扱い件数が少ない場合→目安として、令和5年4月時点で常勤の医師が高齢で、月平均レセプト件数が50件以下。③その他例外措置又は(1)～(5)と同視できる困難な事情に該当する医療機関、または該当すると思われる医療機関は、令和5年3月

末までに中国四国厚生局に個別に連絡をしていただきたい（連絡先：中国四国厚生局指導監査課TEL：082-223-8209）。

サイバーリスク100万円保険の創設について、これまで広島県医師会では平成26年度より任意加入型による団体サイバーリスク保険を契約し、先生方にご利用いただいていたが、会員に少しでも安心して診療を行っていただくために、令和5年3月より、会員が運営するすべての医療機関を対象に、新たな負担なしでサイバーリスク100万円保険を創設した。

サービス内容は、全ての医療機関に24時間365日、何回でもご利用いただける緊急時ホットラインサービスと、1事故あたり100万円を上限とした損害賠償への補償となっている。

これまでの「団体サイバーリスク保険」の方は、病院・診療所を対象とした任意加入の保険で、100万円以上の高額な損害賠償請求や、100万円保険では補償されない原因調査やデータ復旧費用、再発防止費用等も補償される。100万円保険では補償されない範囲の上乗せ補償として、任意加入の団体サイバーリスク保険も引き続きご検討いただきたい。

閉会の辞

広島県医師会副会長 吉川 正哉

本日は、市区郡地区の先生方、平中総括官をはじめ健康福祉局から多くの幹部の方にご出席を賜り感謝を申し上げる。

本日は、広島県独自に発令されていた「医療非常事態警報」が解除となったが、インフルエンザの流行が始まっており、特に小児科で多くの家族感染が懸念され、インフルエンザでも高齢者は重症化する可能性があるため、慎重に対応しなければならない。

昨年の11月28日の社会保障審議会で検討された「かかりつけ医機能が発揮される制度整備」について、コロナ禍であるが、かかりつけ医機能の報告制度を実施することと、令和5年夏をめどに報告内容が決まり、令和6年度より報告が必要となる見込みである。そもそも、かかりつけ医は患者さんが決めるもので、国が決めるのはいかがかと思う。日本医師会も問題視し検討しているが、皆さまになるべく早く情報をお伝えするのでご意見をいただければと思う。

今後とも皆さんと共にいろんな課題を協議してまいりたいので、引き続きよろしく願います。

第26回 市区郡地区医師会長Web会議 名簿

令和5年1月31日(火) 19時00分～20時00分

医師会名			氏 名	医師会名			氏 名
広島県	広島市	松村 誠	広島市中区	田邊 徹行			
広島市	山本 匡	広島市東区	金谷 雄生				
呉市	玉木 正智	広島市南区	半田 徹				
福山市	西岡 司	広島市西区	平林 一郎				
尾道市	佐々木 孝夫	広島市佐伯区	永嶋 潤				
三原市	木原 幹	広島市安芸区	魚谷 啓				
因幡市	藤井 温	広島市安佐南区	村田 裕彦				
大竹市	佐川 敏夫	広島市安佐北区	増岡 俊治				
安芸伯耆地区	白川 敏典						
安芸佐伯地区	大久保 和典						
安芸高田市	辻 勝三						
安芸高田郡	佐々木 龍司	オブザーバー					
山賀茂東部	北尾 憲太郎	広島県健康福祉局	平 中 純				
東広島地区	市場 康之	総括官（健康危機管理）					
豊田地区	山田 謙	広島県健康福祉局	草 薙 真一				
竹原地区	寺元 康	ワクチン政策担当課長					
世羅郡	米田 吉宏	広島県健康福祉局	増 廣 典子				
松永沼隈地区	ト部 利真	地域共生社会推進課長					
深安地区	木村 俊治	広島県健康福祉局	岡 田 史恵				
府中地区	世良 一穂	薬務課長					
三次地区	内藤 賢一	広島県医師会 副会長	吉 川 正 哉				
庄原市	鳴戸 謙一	広島県医師会 常任理事	藤 川 光 一				
広島大学	林 充治	〃 傍聴者	常 任 理 事				
	田 中 信						

令和4年度 中国四国医師会連合常任委員会(会長会議)

— 中国四国医師会連合災害協定の見直し及び実施細目等の制定も視野に入れて —

と き 令和5年1月22日(日) 午後2時30分

ところ ヒルトン広島 芦田川



広島県医師会 会 長 松村 誠
広島県医師会 常任理事 茗荷 浩志



中国四国8県医師会会長及び事務局長に歓迎の挨拶をする松村誠広島県医師会会長

中国四国各県の医師会会長に広島市内に参集いただき、標題の会議を開催した。当日は、昨年12月に開催した隣接ブロック当番県・次期当番県医師会会長会議について報告、また中国四国医師会連合常任委員会(会長会議)の今後の開催のあり方について、日本医師会役員推薦のルールの見直しについて、及び中国四国医師会連合災害協定の見直し及び実施細目等の制定について協議した。

以下、概要を報告する。

挨拶(要旨)

広島県医師会会長 松村 誠

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で参集することができなかったが、今回はこうして来広いただくことができた。コロナについては、いずれの県でも新規感染者数が減少に転じてい

るものと思う。一方でインフルエンザ発症者が増えており、広島でも学級閉鎖が相次いでいる。岸田総理はコロナの5類への引き下げの検討を指示しており、そういった議論も深まっていくものと思われる。そういった中、中国四国医師会連合は、共通の目標に向かって災害に対する協定などを結んでいきたい。本日の会議では、

目下中国四国ブロックが直面するさまざまな議題を挙げているので、忌憚のないご意見をいただきたい。

報告・協議事項

(1) 隣接ブロック当番県・次期当番県
医師会長会議結果報告

昨年12月17日(土)に、中国四国と隣接するブロックの当番県・次期当番県として、九州ブロックの大分県・長崎県、近畿ブロックの兵庫県・滋賀県、及び中国四国ブロックから本県と香川県から各医師会長が参集し、隣接ブロック当番県・次期当番県医師会長会議を開催したことを報告した。

本会議では、①日本医師会代議員会前日、ブロック総会以外のブロック会長会議開催状況(頻度、議題等)、②日本医師会役員(理事・監事)候補者の選出ルール、③南海トラフ等の大規模災害時のブロック内の相互派遣・援助協定の状況、④新型コロナ等の新興・再興感染症流行時のブロック内の相互連携等の状況、⑤その他ブロック内の相互連携等の状況について報告した。なお、次年度以降の本会議の開催については、隔年開催、Web開催を含めて、次期当番県である香川県医師会にて検討いただく旨の報告があった。

(2) 中国四国医師会連合常任委員会(会長
会議)の今後の開催のあり方について
先述のブロック会長会議の際、近畿ブロック

は月1回、九州ブロックも年7～8回参集し会長会議を開催されているとのご意見があったことを踏まえ、中国四国ブロックとしての一層の連携について意見を交換した。今後、香川県医師会にて調整いただくこととなった。

(3) 日本医師会役員(中国四国医師会連
合推薦)のルールの見直しについて

日本医師会役員推薦のルールについて意見交換を行った。各県からさまざまな意見が出されたため、今後、香川県医師会にて調整していただくこととなった。

(4) 中国四国医師会連合災害協定の見
直し及び実施細目等の制定について

中国四国ブロックにおいては、災害協定書は2年ごとに見直すこととされているが、平成27年度に制定して以降は見直しを行っていない。この件について各県からの意見を伺った。

各県からは、大規模災害時には日本医師会、中国四国医師会連合、行政のいずれが中心となって活動するか、南海トラフ発生時の四国への移動方法、各県のコンタクトリストの作成や災害時の情報発信方法などについて質問や意見があった。

今後、本日の意見を踏まえて本県で素案を作成し、3月25日(土)に開催する中国四国常任委員会にて再度協議する。

令和4年度 中国四国医師会連合常任委員会(会長会議)出席者名簿

日 時 令和5年1月22日(日) 午後2時30分～
場 所 ヒルトン広島 3階「芦田川」

[敬称略]

徳島県医師会 会 長 齋 藤 義 郎 事務局長 林 博 信	鳥取県医師会 会 長 渡 辺 憲 事務局長 岡 本 匡 史	広島県医師会 会 長 松 村 誠 常任理事 茗 荷 浩 志 事務局長 荒 木 敏 明 事務局次長 坂 上 隆 士 総務課長 坂 口 晃 治 総務課主任 土 屋 彩 子
香川県医師会 会 長 久米川 啓 事務局長 横 井 一 洋	島根県医師会 会 長 森 本 紀 彦 事務局長 吉 岡 淳 一	
愛媛県医師会 会 長 村 上 博 事務局長 芳 仲 秀 造	岡山県医師会 会 長 松 山 正 春 事務局長 海老塚 聖 也	
高知県医師会 会 長 野 並 誠 二 事務局長 筒 井 淳 三	山口県医師会 会 長 加 藤 智 栄 事務局長 佐 伯 彰 二	

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)情報

○医療機関におけるマスク着用の考え方について

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨することとされております。(マスク着用の考え方の見直し等について 令和5年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

これを受け、本会として医療機関におけるマスク着用の考え方を下記の通り取りまとめました。

【広島県医師会の考え方】

- ・マスク着用について、国が令和5年3月13日から着用を個人の判断に委ねることを基本とする方針を示したところであるが、従前からマスク着用について強制力はなく、令和5年3月13日以降も、引き続き、医療機関を訪れる方(患者・家族等)には、医療機関内でのマスク着用をお願いする。
- ・マスク着用について強制力がないことはこれまでと変わらないが、国及び広島県の方針において、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面ではマスク着用を推奨することとされており、「医療機関受診時」「高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時」が具体例として示されている。
- ・このことから、医療機関を訪れる方(患者・家族等)に医療機関内でのマスク着用をお願いすることは合理性がある。
- ・ただし、何らかの医学的な理由からマスク着用ができないこともあることから、医療機関において、柔軟な対応が必要な場合も考えられる。

○医療機関におけるマスク着用をお願いするポスターについて

本会としての医療機関におけるマスク着用の考え方に基づき、医療機関におけるマスク着用をお願いするポスターを作成いたしましたので、ご活用ください。(※本号付録)

また、本ポスターについては、広島県医師会ホームページからもダウンロード可能です。

掲載場所(広島県医師会ホームページ)：

HOME>新型コロナウイルス感染症 関連情報特設ページ>医師のみなさまへ





新着のお知らせ

e・広報室に下記を追加いたしました。



ビデオライブラリー

- 令和5年3月9日 第50回社会保険医療費請求事務員養成講座 (第3回)



通達文書

- 令和5年2月22日 令和3年度介護報酬改定に関する通知等の送付について (その10)
- 令和5年2月27日 院内感染対策サーベイランス事業 (JANIS) に係る医療機関の参加要件について
- 令和5年2月28日 令和5年3月以降の東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
- 令和5年2月28日 公知申請に係る事前評価が終了し、医薬品医療機器等法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて
- 令和5年2月28日 リンヴォック錠7.5mg及び同錠15mgの医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について
- 令和5年3月1日 HPKIセカンド電子証明書の申請受付および医師資格証Web申請サービスの開始について
- 令和5年3月2日 医薬品の投与に関連する避妊の必要性等に関するガイダンスについて
- 令和5年3月3日 HPVワクチンの接種に係る医療機関向け研修会の動画配信について
- 令和5年3月7日 令和5年度「広島県医師育成奨学金」の奨学生募集について (依頼)



新型コロナウイルス感染症

P9、29～30、32、40に掲載



学会・研修会等 Web申込受付一覧

広島県医師会HPから下記の申し込みを受け付けております。

R 5	4 / 26(水)	ひろしま医療情報ネットワーク (HMネット)	
		広島版PHR及びHM-Boxの機能説明会 (第1回)	締切 4 / 19
	4 / 29(土・祝)	第28回広島県医師会クラブ対抗テニス大会	
		参加チーム募集	締切 3 / 31
	5 / 13(土)	ひろしま医療情報ネットワーク (HMネット)	
		広島版PHR及びHM-Boxの機能説明会 (第2回)	締切 5 / 2
	6 / 1(木)	ひろしま医療情報ネットワーク (HMネット)	
		広島版PHR及びHM-Boxの機能説明会 (第3回)	締切 5 / 25

第54回広島医家芸術展

3 / 15(水)～4 / 30(日) 広島県医師会館

展示開催

広島県医師会 医師のみなさまへ・県民のみなさまへ

検索

県医師会理事会記事

令和4年度第41回常任理事会

(令和5年2月28日)

松村会長 挨拶

「世界希少・難治性疾患の日
(Rare Disease Day)」

皆さん、こんばんは。先ほど開催した第27回市区郡地区医師会長Web会議の冒頭で話したように広島市内の気温が17.4℃まで上がり、2月としては最高気温となりました。湯来町でも16℃まで上がりました。春の訪れを感じ、湯来町の梅を撮ってきましたので、花見をしましょう。梅は本当に香りのよい花です。写真のとおり紅梅はほぼ満開ですが、隣の白梅は蕾がほとんどでぼつぼつと花が咲いています。紅梅に比べると咲くのが遅くこの時期の白梅の花は「希」です。「希」といえば、今日、2月28日は「世界希少・難治性疾患の日 (Rare Disease Day)」です。毎年2月末日となっているので今年は28日です。「4年に一度の閏年のみに設けられている2月29日が最も『希』な日として象徴的である」のでこの日になったということです。平成20(2008)年にスウェーデンで始まり、今ではこの日に世界中で病気への理解を広げる活動が催されています。

希少疾患とは患者数が非常に少なく有効な治療法が存在しない難病(難治性疾患)です。日本での患者数は750万~1,000万人であるといわれており、実に13人に1人がいずれかの希少疾患にかかっているのです。そして、初期に間違っ^{つぼみ}て診断される割合が40%で、希少疾患と診断されるまでに診察する医師数は7.3人といわれています。いかに初期診断が難しいかを物語っています。さらに問題は薬です。薬の開発のための治験では通常、数百から数万人規模の参加者が必要で、薬を使う集団とプラセボの集団とに参加者を分け、実際に使用した効果等を比較します。しかし、患者が少ない病気ではその参加者を募るのが一苦勞ですし、命に関わる病気の患者に偽薬を使うことへの倫理的な課題も指摘されています。

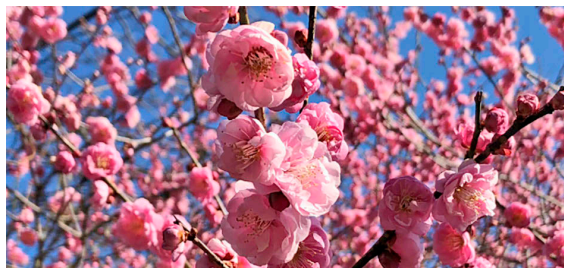
厚生労働省はこの希少疾患を「対象患者数が本邦において5万人未満であること」と定義しています。このような希少疾患は世界に7,000種類以上あり、世界での患者数は3.5億人で、その半数は子どもです。こうした状況で、注目されているのが、日常的な診察時の医療データで、「リアルワールドデー

タ(RWD)」と呼ばれています。患者レジストリ(patient registry)は患者が何の疾患でどのような状態か等、特定の病気、疾患群、治療等の医療情報の収集を目的としたデータベースであり、RWDの一つです。疾患レジストリ(disease registry)と呼ばれることもあります。厚生労働省は令和5年度から希少疾患や難治性の病気のRWDを集めた「レジストリ」を作るガイドラインの作成に着手します。

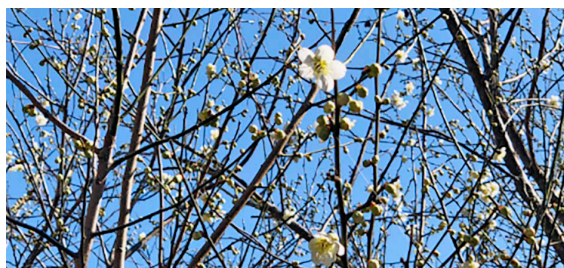
さて、RDD 2023 in Japanのテーマは「つたえる、ひろがる、つたわる—Our odyssey with RARE」で、2月から3月にかけて各地で啓発イベントが行われています。広島では2月25日に広島難病団体連絡協議会が「世界希少・難治性疾患の日 RDD in 広島 2023」を開催し、ニーマンピック病患者の家族やリウマチ患者による講演が行われました。

実は二葉の里に建設を予定している新拠点病院では希少疾患の集約化も検討事項の一つです。広島都市圏は広島大学病院、広島市民病院、県立広島病院、広島赤十字・原爆病院の基幹4病院で各希少疾患につき、集約化すべく集約の適否と集約先病院を長年検討してきました。当時の資料によると肺動脈性肺高血圧症は4病院とも集約すべきとしていますが、集約先は広島大学病院と広島市民病院で分散されています。同じくクローン病や潰瘍性大腸炎も分散されています。集約できたのは角膜・眼及び付属器の悪性腫瘍や小児緑内障等、わずか6疾患です。なかなか現在まで合意に至っていない状況のまま、新拠点病院構想、そして、基本計画へと進んでいます。いま一度立ち止まって希少疾患についても、その集約化に向けて再度議論を尽くしたいと考えます。この問題は新拠点病院にとって大きな重要課題の一つです。

今日は「世界希少・難治性疾患の日」にちなみまして希少疾患について話しました。



紅梅



白梅

協議事項

- ・市郡地区医師会主催学会等の日本医師会生涯教育講座認定申請の件 (平川常任理事)
令和4年度7件、令和5年度4件、合計11件の申請、講師、演題、カリキュラムコード等、いずれも承認
- ・広島県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員会委員推薦の件(茗荷常任理事)
落久保裕之常任理事の推薦を承認
- ・第33回佐伯医学会総会に対する医学会補助金の件 (檜山常任理事)
補助申請要領(医学会への補助)に基づき、補助金支給を承認
- ・第73回広島医学会北部支部大会に対する医学会補助金の件 (檜山常任理事)
補助申請要領(市郡地区医師会主催の医学会への補助)に基づき、補助金支給を承認
- ・講演会補助金の件 (檜山常任理事)
補助申請要領(市郡地区医師会主催の講演会への補助)に基づき、補助金支給を承認
- ・令和5年度ひろしま食育・健康づくり実行委員会に係る負担金の件 (檜山常任理事)
納入を承認
- ・第153回日本医師会臨時代議員会における代表質問の件 (茗荷常任理事)
中国四国ブロック質問として2題の提出を承認
- ・広島県薬剤師会災害時等対策業務継続計画(震災編)の件 (茗荷常任理事)
原案どおり承認
- ・広島県医師会館利用料申込書兼利用承諾書・施設使用料の一部改正の件 (茗荷常任理事)
原案どおり一部改正を承認
- ・会議室賃借料減免の件 (茗荷常任理事)
原案どおり承認
- ・広島県青年海外協力隊を育てる会入会の件 (茗荷常任理事)
入会を承認
- ・広島がん高精度放射線治療センター次期センター長の任命の件 (藤川常任理事)
影本正之先生の次期センター長の任命を承認
- ・広島がん高精度放射線治療センター名誉センター長に関する要綱の制定及び永田センター長への名誉センター長の称号授与の件 (藤川常任理事)
名誉センター長に関する要綱の制定及び退任される永田靖センター長への名誉センター

長の称号授与を承認

- ・広島がん高精度放射線治療センター職員3月期賞与支給の件 (藤川常任理事)
原案どおり承認
- ・広島がん高精度放射線治療センター職員兼業の件 (藤川常任理事)
兼業を承認
- ・テレビ新広島「わんぱく大作戦」後援の件 (茗荷常任理事)
後援を承認
- ・令和5年度広島県医師会職員昇任の件 (茗荷常任理事)
原案を承認し、理事会へ上程
- ・広島県医師会職員新規採用の件 (茗荷常任理事)
原案どおり承認
- ・役職員出張申請の件 (茗荷常任理事)
原案どおりいずれも承認

報告事項

- ・2月19日 第48回広島県病院学会(松村会長)
標記の学会が広島県医師会館で開催され、一般演題27題及び「サイバーセキュリティの現状と対策について」と題した特別講演が行われた。
- ・令和4年度広島赤十字・原爆病院における被爆者医療に関する運営委員会(書面開催)(松村会長)
医療施設特別会計決算状況、被爆者健康手帳所持患者の状況、原爆被爆患者関連事業等について報告があった。
- ・2月20日 広島がん高精度放射線治療センター運営協議会医療WG(医師部会)(藤川常任理事)
令和4年度の広島がん高精度放射線治療センターの運営状況等について報告を行うとともに、来年度の患者数見込みやテレビ会議システムについて協議・検討した。
- ・2月20日 地対協 すい臓がん早期発見「Hi-PEACEプロジェクト」第2回中核病院説明会(三宅常任理事)
膵臓がんを早期発見するため、かかりつけ医からリスクのある患者を中核病院へ紹介するプロジェクトについて、中核病院の専門医を対象とした説明会を行った。地区医師会へのプロジェクト説明と各中核病院における進捗状況について報告があった。

・2月20日 第50回社会保険医療費請求事務員
養成講座(第1回) (落久保常任理事)

NO 査定・NO 返戻・NO 返還の広島県を
目指すべく、従来開講していた同講座をウイ
ズコロナ・アフターコロナ時代に即した内容
に見直し約3年ぶりに開講した。第1回目では、
診療所に勤務する初心者の事務職員を対象に、
本講座の歴史と医療事務員に期待する内容を
述べたほか、医療保険制度全般や院内掲示・
届出事項に関する講義を行い、会場・Web
併せて43名の参加があった。

・2月22日 令和4年度第3回広島県肝炎対策協
議会 (中西・三宅両常任理事)

標記の協議会がWebで開催され、第4次広
島県肝炎対策計画(案)について検討した。

・2月22日 令和4年度県立学校産業医研修会
(天野常任理事)

県立学校の産業医の先生方を対象に、教職
員の健康管理における産業医業務への理解を
深め、産業医活動の円滑な実施につなげてい
ただくことを目的に標記研修会を開催し、「高
ストレス者」面談を実施する際のポイント等
に関する講演を行った。

・2月22日 令和4年度新規開業医療機関向け研
修会 (落久保常任理事)

新規開業後おおむね1年程度経過した会員
等を対象に標記研修会を開催し、新規個別指
導の流れや確認事項、また、カルテ記載の重
要性やポイントを解説した。加えて、診療報
酬請求時の留意点や施設基準の届出・医師賠
償責任保険に関する説明を行い、会場・Web
併せて51名の参加があった

・2月24日 第3回G7広島サミット救急・災害
医療体制検討協議会 (西野常任理事)

G7広島サミット救急・災害医療対応の計

画策定及び実施準備状況について報告があっ
た。

・2月24日 第174回中国地方社会保険医療協議
会広島部会 (落久保常任理事)

中国四国厚生局長から諮問のあった広島県
下の保険医療機関及び薬局指定について審議
し、原案のとおり指定すべきものと議決した。

・日本医師会報告(駒込日記) 令和5年2月23日
号 (茗荷常任理事)

日本医師会常任理事の渡辺弘司先生より、
日本医師会での活動状況について報告があっ
た。

G7広島サミットを 応援する取組と協賛を募集!

広島サミット県民会議では、G7広島サ
ミットを応援する取組や、県民会議事業な
どへの協賛を募集しています。

応募方法など、詳しくは「広島サミット
県民会議」のホームページをご覧ください。



応募期限 令和5年3月31日(金)

広島サミット県民会議事務局
事業推進課

☎082-225-8189

✉jigyo@hiroshima-summit2023.jp



かかりつけ医のための適正処方の手引き

高齢者に多く見られる残薬や多剤併用などの課題に取り組み、医薬品の最適な使用
と薬剤費の適正化を推進するため、日本医師会において「かかりつけ医のための適正
処方の手引き」を作成しています。

既存の「①安全や薬物療法」「②認知症」「③糖尿病」「④脂質異常症」に加え、新た
に「⑤高血圧」の薬物療法についての手引きが作成されました。

日本医師会ホームページ(https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/008610.html) からダウ
ンロードできますので、患者さんの服薬管理を行う際の参考資料としてご活用ください。



会員へのお知らせ

のマークのある文書は、
e-広報室「通達文書」へ全文
が掲載してあります。



広島県保健医療計画における「在宅医療」の医療連携体制の 構築に係る医療機能等の調査結果について（通知）

令和5年2月27日
広島県健康福祉局長
地域共生社会推進課

本県では、平成30年3月に策定しました、医療法第30条の4の規定による「第7次広島県保健医療計画」（計画期間：平成30～令和5年度）に基づき、この度、在宅医療の医療連携体制を担う医療機関等の名称等を県のホームページで公表しましたので、ご承知おきのほどどうぞよろしくお願いいたします。

○調査結果の掲載場所

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/medicalfunction-archives.html>

医師法に基づく2年に一度の医師の届出について（再周知のお願い）



日医発第2263号（地域）令和5年3月7日
日本医師会常任理事 釜范 敏

厚生労働省医政局医事課より、標記に関する周知依頼がありました。

医師法に基づく2年に一度の医師の届出につきましては、令和4年11月9日付（日医発第1575号（地域・情シ））の文書をもってご案内いたしましたが、現在の届出状況から、まだ届出を行っていない医師がいることが見込まれるとのことです。

医師届出票は、重要な基礎資料となるだけでなく、本届出票を基に「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されます（※届出を行わない場合、検索しても「条件に該当する医師等は存在しません」と表示されます）。休業中や現在診療に従事していない場合も含め、全ての医師に届出を行っていただく必要があります。

つきましては、現時点でまだ届出を行っていない場合には、速やかに届出（オンライン又は保健所）を行っていただくようお願い申し上げます。

【参考】

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryoujishu-todokede-sys.html

日本医師会ホームページ

<https://www.med.or.jp/doctor/region/001757.html>

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株) 混合ワクチン等に係る「使用上の注意」の改訂について



日医発第2268号(法安) 令和5年3月8日

日本医師会常任理事 細川 秀一

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、及び同局医薬安全対策課長連名にて、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン等に係る「使用上の注意」の改訂について、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛て通知を発出した旨、本会宛連絡がありました。

なお、下記URLの厚生労働省ホームページに「「使用上の注意」の改訂について(令和4年度)」として掲載されておりますことを申し添えます。

- ・「使用上の注意」の改訂について(令和4年度)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00007.html

【改訂(要旨)】

- ・医薬品名：不活化ポリオワクチン(ソークワクチン)
- ・医薬品名：沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン

医療用医薬品の電子化された添付文書の記載要領「7.用法及び用量に関連する注意(接種対象者・接種時期)」が改訂された。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

都道府県における今後の外来機能報告制度の運用等について



日医発第2285号(地域) 令和5年3月8日

日本医師会常任理事 江澤 和彦

今村 英仁

厚生労働省医政局地域医療計画課長より各都道府県衛生主管部(局)長宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても協力方依頼がありました。

外来機能報告の報告期間の延期については、「外来機能報告の報告様式2のスケジュール等について」及び「「令和4年度外来機能報告制度に関するQ&A」について(その1)」(令和5年2月13日付け日医発第2128号(地域))にて、外来機能報告の報告様式2の報告期間を令和5年3月6日～29日とし、報告後のスケジュールとしては、令和4年度外来機能報告に係る協議の場を令和5年5～7月の予定とすること等について貴会宛にご案内等しておりました。

本件は、都道府県における協議の場の結果に関して、1日付けで都道府県ホームページ等に公表すること等の公表方法等について取りまとめたものです。また、令和5年度は令和5年5～7月に協議の場を開催してとりまとめの上、1日付での公表日に紹介受診重点医療機関となり、令和6年度以降は毎年度、前年度1～3月に協議の場を開催してとりまとめの上で紹介受診重点医療機関となることとされております。

なお、特定機能病院及び地域医療支援病院については、原則、紹介受診重点医療機関となることが望ましく、その基準を満たさない病院については、地域の外来医療提供体制における当該医療機関の果たす役割等を外来医療の協議の場等で確認するとされておりますことにご留意頂きたく存じます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について



日医発第2282号（健Ⅱ）令和5年3月9日

日本医師会常任理事 渡辺 弘司

令和2年4月および令和4年4月現在の各自治体における妊婦健康診査の公費負担の状況について調査結果が取りまとめられ、厚生労働省子ども家庭局母子保健課より各都道府県等母子保健主管部（局）長宛通知がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

妊婦健康診査につきましては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するうえで、自治体における公費負担の一層の充実が図られるよう求められております。

つきましては、本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

令和5年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について



日医発第2294号（健Ⅰ）令和5年3月10日

日本医師会長 松本 吉郎

厚生労働省は、職場における熱中症予防対策について、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んでおります。

令和5年は、令和5年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の期間中（令和5年5月1日～9月30日）、事業者は①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知することなど、重点的な対策の徹底を図ることが示されました。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

「一人親方リーフレット」の周知について



日医発第2297号(健I) 令和5年3月10日

日本医師会常任理事 神村 裕子

令和5年4月1日より施行される労働安全衛生規則等の一部を改正する省令では、作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化や、同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化等が含まれ、危険有害な個人事業者に対する保護強化が強化されます。

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課では、省令の改正に関するリーフレット(一人親方リーフレット)を作成し、周知を行うことになりました。

【委託先・問い合わせ先】

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

サステナビリティコンサルティング第2部環境リスクチーム

(担当: 福山、後藤、庭野)

電話: 03-5281-5491(平日 10時~17時)

e-mail: env_risk_seminar@mizuho-rt.co.jp

※テレワーク推進中につき、極力電子メールでのお問い合わせをお願い申し上げます。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております

令和5年度妊婦健康診査委託単価等について

広島県健康福祉局子供未来応援課

令和5年4月1日から市町が医療機関へ委託して行う妊婦健康診査・乳児健康診査等への受診券・公費助成単価は、次のとおりです。

1 妊婦健康診査単価

(1) 令和5年4月1日以降(広島市を除く)

受診券(票)		項 目	R5年度 (R5.4.1~)	R4年度 (R4.4.1~)
妊婦一般健康診査	第1回~第14回 (妊婦一般健康診査補助券 桃色・さくら色 14枚)	・基本的な健康診査(毎回実施) (問診及び診察、血圧・体重測定、保健指導、尿化学検査) ・血液検査等(必要な時期) (B群溶血性レンサ球菌(GBS)、血液検査(血算、血糖)、超音波検査) ・上記の検査以外に医師が必要と認めた検査	6,280円	6,280円
	妊婦一般健康診査検査券 (妊娠初期に実施) (クリーム色 1枚)	・血液検査 (血液型(ABO血液型・Rh血液型・不規則抗体)、血算、血糖) ・感染症検査 (B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体価、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体価) ・HTLV-1抗体検査 ・上記のほか医師が必要と認めた検査	11,900円	11,900円
	クラミジア検査受診券 (ラベンダー 1枚)	・クラミジアトラコマチス抗原検査	2,330円	2,330円
	子宮頸がん検診受診券 (びわ色 1枚)	・子宮頸がん検診(細胞診)	3,200円	3,200円

※妊婦健康診査検査券及び子宮頸がん検診受診券は補助券と同時に使用してください。

※健診費用に差額が生じた場合は妊婦の方に請求してください。

(2) 令和5年4月1日以降（広島市）

補助券・受診券		項 目	R5年度 (R5. 4. 1～)	R4年度 (R4. 4. 1～)
妊婦 一般 健康 診査	妊娠初期 検査用補助券 (肌色 1枚)	・ 基本的な健康診査 (問診及び診察、血圧・体重測定、保健指導、尿化学検査、超音波検査) ・ 血液検査 (血液型 (ABO血液型・Rh血液型・不規則抗体)、血算、血糖) ・ 感染症検査 (B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体価、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体価、トキソプラズマ、HTLV-1抗体) ・ 上記のほか医師が必要と認めた検査	18, 060円	18, 060円
	妊娠中期 検査用補助券 (黄色 1枚)	・ 基本的な健康診査 ・ 血液検査 (血算、血糖) ・ 感染症検査 (クラミジアトラコマチス抗原) ・ 上記のほか医師が必要と認めた検査	11, 250円	11, 250円
	妊娠後期 検査用補助券 (オレンジ色 1枚)	・ 基本的な健康診査 ・ 血液検査 (血算) ・ 感染症検査 (B群溶血性レンサ球菌 (GBS)) ・ 上記のほか医師が必要と認めた検査	8, 980円	8, 980円
	定額補助券 (さくら色 11枚)	・ 基本的な健康診査 ・ 上記のほか医師が必要と認めた検査	6, 180円	6, 180円
	子宮頸がん検診受診券 (もえぎ色 1枚)	・ 子宮頸がん検診 (細胞診)	3, 400円	3, 400円

※子宮頸がん検診受診券は、原則として妊娠初期検査用補助券と同時に使用してください。
※健診費用に差額が生じた場合は妊婦の方に請求してください。

※次の市町では、多胎妊婦への妊婦健康診査の助成回数を上乗せしています。
広島市、呉市、三原市、尾道市、府中市、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町、北広島町、世羅町、神石高原町

2 乳児健康診査 令和5年度委託単価（4月1日～） 6, 280円（令和4年度4月1日以降委託単価 6, 280円）

3 精密健康診査（妊婦精密健康診査、乳児精密健康診査、1歳6か月児精密健康診査、3歳児精密健康診査）
診療報酬の例により算定した額から保険者が負担すべき額を控除した額

4 新生児聴覚検査

実施市町	受診券の色	単価
広島市	浅黄色	6, 000円
三次市、世羅町	銀鼠色	
府中町、海田町、熊野町、坂町	竜胆色	
庄原市、神石高原町	若草色	5, 540円
呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町	銀鼠色	2, 840円

※要再検（リファア）となった場合は、居住地の市町に速やかにご連絡ください。

5 産婦健診 令和5年度委託単価（4月1日～） 5, 000円（令和4年度4月1日以降委託単価 5, 000円）

実施市町	受診券の色
広島市	1回目：黄色、 2回目：鶯色
その他の市町	1回目：空色 2回目：サーモン

※一部この色によらない市町があります。

6 請求先

広島市	広島市医師会に所属する医療機関 安佐医師会に所属する医療機関 安芸地区医師会に所属する医療機関 その他の医療機関	⇒広島市医師会 ⇒安佐医師会 ⇒安芸地区医師会 ⇒広島市
呉市	呉市医師会に所属する医療機関 その他の医療機関	⇒呉市医師会 ⇒呉市
上記以外の市町	⇒ 国民健康保険団体連合会	

国民生活センター「医師からの事故情報受付窓口」の周知について

日医発第2327号(地域) 令和5年3月14日

日本医師会常任理事 神村 裕子

独立行政法人国民生活センター商品テスト部長より本会に対し、同窓口の周知について、改めて協力依頼がありました。

同センターでは、商品やサービスによる消費者事故を防止するため、様々な機関から事故情報を収集しており、その一環として、医師が国民生活センターのホームページから直接情報提供できる窓口(愛称:ドクターメール箱)が設置されております。

(https://www.kokusen.go.jp/jiko_uketuke/index.html)

同窓口は、食品等の摂取や製品・施設・サービスの利用等によって消費者の生命または身体に生じた被害について、医師が事故に遭った患者を診察した結果も踏まえた情報を早期に把握することを目的としております。

本会としても開設時より、同窓口の周知のほか同窓口に寄せられた情報をもとにした国民・消費者への注意喚起媒体の作成等、これまで協力をしております。

また、本会では、いわゆる「健康食品」による健康被害について「健康食品安全情報システム」事業を立上げ、全国の会員医師に情報提供をお願いするとともに、国民向け・医師向けポスター等の製作・配布を行ってまいりました。

つきましては、いわゆる「健康食品」の健康被害については引き続き本会「健康食品安全情報システム」事業を情報提供窓口としつつも、それ以外の消費者事故情報受付窓口としてはドクターメール箱の活用をいただきたく、貴会管下会員等への周知につきまして、ご高配賜りますようよろしくお願いいたします。

<各ウェブページのアドレス>

- ・国民生活センター「医師からの事故情報受付窓口」
https://www.kokusen.go.jp/jiko_uketuke/index.html
- ・日本医師会「健康食品安全情報システム」事業(情報提供入力フォームあり)
<http://www.med.or.jp/mshoku/>(会員限定メンバーズルーム内)
- ・日本医師会「健康食品」・サプリメントについて(国民向けページ)
<http://www.med.or.jp/people/knkshoku/>

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

HMネットに参加して地域医療連携を広げよう!!

ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)は、診療情報や処方情報、健診情報などを共有し、円滑な地域医療連携を実現することを目標としております。HMネットに参加して地域医療に貢献しましょう。

参加書類のダウンロード

<https://www.hm-net.or.jp/koubo/koubo.zip>

HMネット

検索

参加医療機関の導入事例紹介

<https://www.hm-net.or.jp/interview>

ひろげようHMネット

検索



イメージキャラクター
ぽぼじろー

**経済産業省による省エネルギー投資促進支援事業補助金
及び省エネルギー診断事業について（情報提供）**

日医発第2249号（医経、介護、地域、健I）令和5年3月6日

日本医師会常任理事 江澤 和彦

常任理事 宮川 政昭

常任理事 細川 秀一

常任理事 今村 英仁

標記の補助金について、令和4年度第二次補正予算において拡充が図られ、経済産業省資源エネルギー庁から本会に情報提供がありましたので、取り急ぎお知らせいたします。

本件補助事業は、医療機関、介護施設等も対象となり得ます。

省エネルギー投資促進支援事業補助金（以下、省エネ補助金という）は、事業者向けに省エネ性能の高い設備・機器への更新を支援するもので、4つの事業メニューがある中で、「指定設備導入事業」が多く利用されています。今般、500億円の予算が確保され、令和5年3月下旬に1次公募、5月下旬に2次公募が開始される予定です。省エネ補助金の交付要綱は3月下旬に公表される予定です。

なお、医療機関、介護施設等の活用事例としては、「高効率空調」、「高性能ボイラ」「業務用給湯器」などがございます。令和4年度当初予算で行われた先進的省エネルギー投資促進支援事業補助金（すでに公募終了）の交付決定案件の一覧は、特設サイト（<https://sii.or.jp/cutback04/decision2.html>）にて公開されています。

また、省エネルギー診断事業は、中小事業者等が1設備5,280円などの料金で専門家による省エネ診断を受けられる事業であり、令和5年1月31日より受付が開始されています。

また、本件に関する最新の情報は、今後公表される交付要綱や補助対象設備一覧等を含め、以下の特設サイトに掲載されます。

- ・省エネ補助金（指定設備導入事業） <https://sii.or.jp/shitei04r/>
- ・省エネ補助金（先進事業等） <https://sii.or.jp/senshin04r/>
- ・省エネ診断事業 <https://shoeneshindan.jp/>

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

*通知全文はe-広報室へ掲載しております。



「日本医師会特約保険」・「法人向け団体医師賠償責任保険」・「団体医療施設賠償責任保険」に加入されていますか？医療におけるクレーム・紛争または訴訟にまきこまれた時、あなたとあなたの医療機関は大丈夫ですか？

お問い合わせ先 広島県医師会事務局 保険医事課

TEL：082-568-1511

E-mail：ijihosei@hiroshima.med.or.jp

治療中の方の特定健康診査情報提供について

1 概要

治療のための検査項目に、特定健康診査の検査項目に不足する部分を医療機関で追加実施していただき、それらのデータを保険者に提供してもらうことで特定健康診査を実施したとみなし、受診率の向上を図るとともに、治療中の方の健診受診の負担軽減を図る取組です。

なお、令和5年度から別紙のとおり、情報提供票の様式が変更になりました(令和5年4月1日から医師会ホームページよりダウンロードできます)。

引き続き、各保険者への情報提供にご協力いただきますようお願い申し上げます。

2 治療中の方の情報提供を実施している保険者

全国健康保険協会(協会けんぽ)

市町国民健康保険:対応の地区医師会内及び一部医療機関で実施

広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町(※)、世羅町、神石高原町

※ 大崎上島町は集合契約B参加医療機関で実施。

3 対象者

上記保険者の被保険者のうち、当該年度の特定健康診査の未受診者(40~74歳)で、医療機関に治療中のデータがある方。

4 実施方法

(1) 対象者が情報提供に同意する場合は、情報提供票の最下段「情報提供同意欄」に署名をしていただく。

(2) 治療のための検査項目(3か月以内の検査結果)のほか、特定健康診査に不足する検査項目(身体測定等)を、医療機関で追加実施し、情報提供票に記載する。

(3) 特定健康診査の結果として、受診券に記載されている保険者へ、「特定健康診査受診券」、「治療中の方の特定健康診査等情報提供票」、「請求書」を送付する。

(広島市内の医療機関は、「治療中の方の特定健康診査等情報提供票」、「特定健康診査受診券」を所属する広島市医師会、安佐医師会又は安芸地区医師会にご提出ください。)

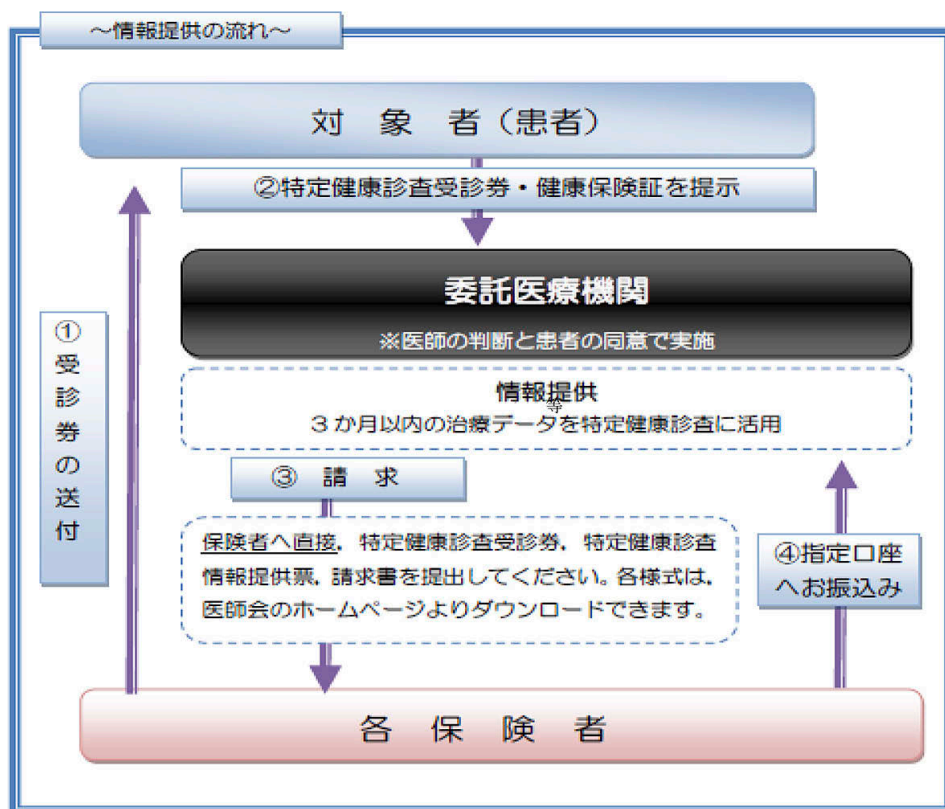
(4) 医療機関にある治療中のデータが少なく、追加実施する検査項目の費用が、情報提供料では足りない場合は、情報提供票は記入せず、個別健診か集団健診を受診するように勧めてください。

集合契約B参加医療機関であれば、個別健診を勧めて貴機関で実施してください。

5 情報提供料等

情報提供料の金額、請求方法及び実施期間等は各保険者によって異なりますので、詳細については、「7 問い合わせ先」の各保険者へお問い合わせください。

6 情報提供の流れ



7 問い合わせ先

全国健康保険協会	082-568-1032	廿日市市健康福祉総務課	0829-20-1610
広島市健康推進課	082-504-2290	安芸高田市健康長寿課	0826-42-5633
呉市福祉保健課	0823-25-3103	江田島市保健医療課	0823-43-1639
竹原市市民課	0846-22-7734	府中町健康推進課	082-286-3255
尾道市保険年金課	0848-24-1962	海田町住民課	082-823-9206
福山市健康推進課	084-928-3421	坂町保険健康課	082-820-1504
府中市健康推進課	0847-47-1310	安芸太田町住民課	0826-28-2116
三次市健康推進課	0824-62-6232	北広島町保健課	050-5812-1853
庄原市保健医療課	0824-73-1255	大崎上島町保健衛生課	0846-62-0303
大竹市保健医療課	0827-59-2153	世羅町健康保険課	0847-25-0134
東広島市医療保健課	082-420-0936	神石高原町健康衛生課	0847-89-3366

広島県健康福祉局健康づくり推進課

〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL：082-513-3214（直通） FAX：082-223-3573

広島県健康福祉局国民健康保険課

〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL：082-513-3218（直通） FAX：082-502-8744

(保險者名:)

※受診券紛失欄にチェックされた場合でも、後に健診を受診していることが判明した場合、情報提供料は支払われません。

【基本的な検査項目】

*2 食後10時間以上は空腹時血糖, 10時間未満はヘモグロビンA1c, やむを得ず食後3.5時間以上10時間未満でヘモグロビンA1cをしない場合は随時血糖可。

年 月 日
(自筆) 名 前

クレーム相談サービスについて

広島県医師会医事紛争担当役員

近年、医療機関において患者から言われのないクレーム等を受ける状況が増えており、広島県医師会へ寄せられる相談も多様化し増加しております。

広島県医師会では、警察との連携強化や医療従事者の安全（命）を守るための指針を作成する等、その対策に努めているところです。

このたび、広島県医師会団体医師賠償責任保険の引受会社である東京海上日動火災保険株式会社（以下、東京海上）より、「クレーム相談サービス」の紹介がありました。

当該サービスは、問題等が起こった際に東京海上と提携する専門弁護士事務所へ相談ができるサービスで、メールや電話での相談が可能であり、申込受付後「弁護士法人マネジメントコンシェルジュ」からアドバイスが提供されます。詳細は以下をご参考ください。

この機会に、普段お困りのことについて、本サービスをご利用いただき、医療機関の課題解決の一助となりましたら幸いです。

カスタマーハラスメントでお困りの事業者さまへ

無料

期間限定

クレーム相談サービス のご案内

常連客からセクハラ
を受けている。対処
方法を相談したい。



SNSに虚偽の書き込
みがされている。削除
方法を相談したい。

顧客・取引先からの嫌がらせや、著しい迷惑行為、いわゆる「カスタマーハラスメント」が社会問題化しています。

東京海上日動では、カスタマーハラスメントを受けられた事業者の皆さまが、その対応方法について専門の弁護士からアドバイスを受けられるサービスの開発を検討しております。

この度、このサービスをトライアルとして無料でご提供させていただきます。

下記のいずれかの方法でお気軽にご相談ください。

原則翌営業日までにご連絡いたします。



お電話でのご相談
(コールセンター受付)

フリーダイヤル

0120-179-048

利用時間 平日10時～18時



Webからのご相談

右のQRコードまたは
URL(<https://www.mc-lawyer.jp/contact/>)から
ご相談ください。※24時間受付



【ご注意】
紹介者欄に**必ず**、「東京海上日動」とご入力ください。

事前登録など **面倒な手続きは一切不要！**

また、**何度でも無料**にご利用いただけます。

従業員の方からのご相談も可能です。

■ クレーム相談サービスの概要

事業者の皆さまがカスタマーハラスメントを受けた場合に、弊社と提携する専門の弁護士事務所へ相談ができるサービス※です。

お申込みを受け付けた後、「弁護士法人マネジメントコンシェルジュ」から、対応方法のアドバイスをご提供します。

※対応の代行を請け負うものではありません。

※カスタマーハラスメントとは、顧客からの迷惑行為・過大要求・セクハラ・嫌がらせなどをいいます。

■ カスタマーハラスメントのご相談例



飲食業

嫌がらせとして口コミサイトに虚偽の営業時間が投稿されている。投稿の削除方法を相談したい。



建設業

リフォームを請け負ったが壁紙が気に入らないとして全面的な張替を要求されている。対処方法を相談したい。



小売業

顧客にマスク着用を求めたところ、拒否されたうえ、毎日のように店の前で罵声を浴びせられるようになった。対処方法を相談したい。

※上記はカスタマーハラスメントの一例です。

カスタマーハラスメントに該当するか悩まれる場合でもお気軽にご相談ください。

■ トライアル実施期間(サービス利用可能期間について)

トライアル実施期間：2023年3月31日(金)まで(予定)

※トライアル実施期間中は何度でもご利用いただくことができます。

※上記期間は、利用実績等の状況に応じて、延長または中止する場合がございます。

■ サービスのご利用条件等

● サービスのご利用条件

本サービスのご利用条件は下記2点となります。

・利用後にサービスに関する簡単なアンケート(所要時間：3～5分)にお答えいただけること。

・下記のサービス利用に関するご注意についてご了解・同意いただけること。

＜サービス利用に関するご注意＞

- ① 本サービスの利用にかかる通信費等はサービスを利用する事業者さまの負担となります(受付のお電話はフリーダイヤルをご利用いただけます)。
- ② 本サービスは、カスタマーハラスメントに対する対応方法について弁護士法人マネジメントコンシェルジュから助言をするものであり、対応の代行を請け負うものではありません。
- ③ 本サービスで相談いただいた内容、ご連絡先等の情報は、弊社に共有されます。
- ④ 本サービスは、弁護士法人マネジメントコンシェルジュにより提供するサービスであり、弊社が提供するものではありません。本サービスのご利用によって発生した損害に関して、弊社は一切責任を負いません。
- ⑤ 本トライアルは、弊社の都合で予告なく延長または中止することがあります。

「弁護士法人マネジメントコンシェルジュ」について

弁護士法人マネジメントコンシェルジュは、企業への不当クレーム対応、カスタマーハラスメント対応、労働紛争対応を主として扱う法律事務所です。

クレーム、カスタマーハラスメント対応の実績としては、上場メーカー企業をはじめとして、電化製品小売販売店、医療機関、飲食店、美容室、建設会社その他多種多様な業種における数多くのクレームやカスタマーハラスメント案件の解決にあたっています。

弁護士法人マネジメントコンシェルジュ
ホームページURL：<https://www.mc-lawyer.jp/>



お問い合わせ先

クレーム相談サービスについてご質問等ございましたら、下記メールアドレスまでお問い合わせください。

東京海上日動クレーム相談サービスモニター調査事務局

メールアドレス：claim-service@tmnf.jp

広島県開業医休業補償制度にご加入の皆様へ重要なお知らせ

本制度は相互扶助の理念に基づき、加重平均を用いて加入者(開業A会員)全員一律の保険料を適用していますが、近年、加入者の年齢層の上昇により保険料の値上がりが続いております。

ついては、加入者の皆様にはすでに個別にご案内しております通り、適正な保険料の維持のため、**令和5年(2023年)12月より、満期脱退年齢を現行の77歳から75歳へ引き下げる**
ことといたしました。※第14回常任理事会承認(令和3年8月10日開催)

これまでも新規加入者の積極的募集や団体割引の拡大などにより保険料維持に尽力して参りましたが、いずれも抜本的解決とはならず、やむなくこの度の決定となりました。ご加入者の皆様には、何卒諸般の事情をご賢察いただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【★要注意★】

**2023年4月1日に施行される広島県自転車条例^{*1}で
賠償責任保険の加入が義務化^{*2}されます!!**

*1 広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例

*2 対象：自転車を使用する個人および事業者

条例**第4章 自転車損害賠償保険等への加入等**
(自転車損害賠償保険等への加入等)

第13条 2項 事業者は、その事業において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りではない。



自転車事故を起こしてしまうと
多額の賠償金が必要になることも…

自転車での加害事故例（日本損害保険協会調べ）

判決認容額	事故の概要
9,521万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった（神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決）。
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した（東京地方裁判所、平成15年9月30日判決）。

広島県医師会団体医師医療施設賠償責任保険の加入がオススメ！**特徴1**

医師賠償責任保険で補償されない、

施設の所有・使用・管理や、業務に基づく賠償責任の補償！

- ・ケース1：往診中に自転車に乗っていて人にぶつかりケガをさせた
- ・ケース2：提供した病院給食で食中毒が発生した
- ・ケース3：MRI室に患者が入る際に金属等のチェックを怠り、患者の補聴器が壊れた

特徴2

管理者・使用者のほか、スタッフ個人が訴えられた場合も補償！

* 令和5年5月1日付改訂後の内容。改定前は、管理者・使用者の責任のみ補償。

* 本保険は業務中の事故による賠償責任を補償する保険です。

スタッフ個人の日常生活での自転車運転中の事故による賠償責任は、別途次の【お問い合わせ先】にご相談ください。

【補償プラン】

(1) 診療所契約(病床数19床以下)

タイプ	医療施設賠償責任保険 (免責金額なし)						1施設あたり年間保険料（円）			
	対人事故		対物事故	人格権侵害			一般 病床	療養 病床	精神 病床	結核・感染症 病床
	1名につき	1事故につき	1事故につき	1名につき	1回の不当行為	保険期間中				
J	1億円	2億円	1,000万円	1,000万円	1億円	1億円	880			
K	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	1億円	1億円	1,210			
L	1.5億円	15億円	3,000万円	1,000万円	1億円	1億円	1,410			

(2) 病院契約(病床数20床以上)

タイプ	医療施設賠償責任保険 (免責金額なし)						一床あたり年間保険料(円)			
	対人事故		対物事故	人格権侵害			一般 病床	療養 病床	精神 病床	結核・感染症 病床
	1名につき	1事故につき	1事故につき	1名につき	1回の不当行為	保険期間中				
G	1億円	6億円	1,000万円	1,000万円	1億円	1億円	384	384	558	123
H	1億円	20億円	2,000万円	1,000万円	1億円	1億円	504	504	736	162
I	1.5億円	30億円	3,000万円	1,000万円	1億円	1億円	561	561	819	180

保険相談申込書

【お問い合わせ先】

広医株式会社(担当: 山中、土田、大知、世良)

FAX: 082-262-1688、TEL: 082-568-6330、E-mail: hiroi@hmca.or.jp

会員氏名			担当者氏名		
医療機関名	法人立・個人立・その他()				
所在地	〒 -				
連絡先 お電話			連絡先 F A X		
E-mail	@				
希望連絡方法	☐ 電話 ☐ FAX ☐ メール				
相談内容	☐ 加入希望タイプ				
	(1) 診療所契約(19床以下) ☐ Jタイプ ☐ Kタイプ ☐ Lタイプ (2) 病院契約(20床以上) ☐ Gタイプ ☐ Hタイプ ☐ Iタイプ				
	☐ 資料請求 ☐ 加入状況の照会 ☐ 補償内容 ☐ その他				
	※具体的な相談内容がありましたら、ご記入ください。				

2023年1月作成22TC-100702

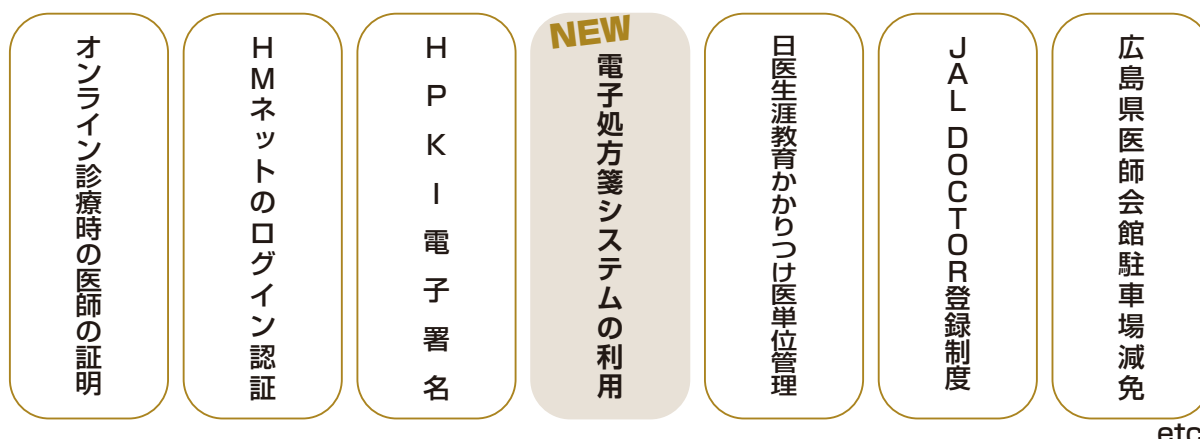
【注意】 広島県医師会の法人向け医師賠償責任保険にご加入の場合は、当該医療施設賠償責任保険がセットになっているため、追加でご加入いただく必要はございません。

電子処方箋の運用には医師資格証が必要です

『電子処方箋』の仕組みは、令和5年1月から運用を開始する予定です。この電子処方箋の仕組みを利用するためには、オンライン資格確認のシステムの導入のほか、医師の『HPKIカード』の取得が必要になります。HPKIカードは複数の機関が発行していますが、日本医師会が発行する「医師資格証」であれば、日本医師会会員は無料で取得・利用できます。まだ未取得の場合は、ぜひ申請をしてください。



医師資格証の利用シーン

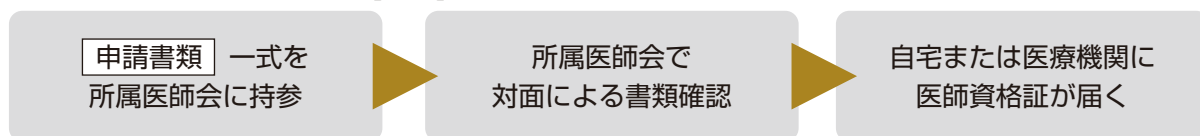


費用

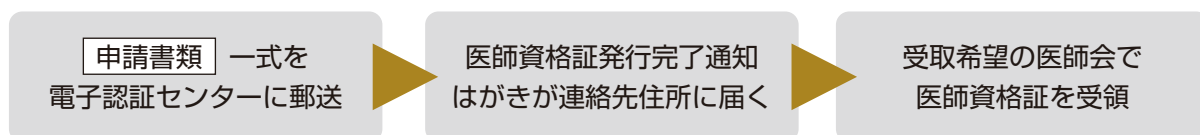
日本医師会会員は初回発行手数料、5年ごとのカード更新費用も全て**無料**
日本医師会非会員は、初回発行時及び5年ごとのカード更新時に**5,500円**がかかります。

医師資格証の申請方法

(1) 申請書類を所属医師会に【持参】した場合



(2) 申請書類を日本医師会電子認証センターに【郵送】した場合



申請書類

- ① 医師資格証発行申請書
- ② 医師免許証のコピー
- ③ 住民票（発行から6ヵ月以内、コピー不可）
- ④ 身分証明書（運転免許証・マイナンバーカードなど）

お問い合わせ先

広島県医師会 広報情報課 TEL：082-568-1511

日本医師会電子認証センター <https://www.jmaca.med.or.jp>
広島県医師会 医師資格証ページ <https://www.hiroshima.med.or.jp/ishi/shikaku.html>

医師国保の栞

広島県医師国民健康保険組合

☎ 082-258-3177

「組合規約及び規程の一部改正」について

令和5年3月2日、第140回組合会にて、以下のことについて、組合規約及び規程が一部改正となりましたので、ご連絡いたします。

なお、詳しくは当組合までお問合せください。

保険料関係

1. 「保険料額の改定」について

本年4月1日から第1種組合員の保険料は従前の22,800円から30,000円となります。なお、第1種組合員世帯について、加入者全員の前年(令和4年1月から12月)分の課税所得額(課税標準額)(※)の合計が200万円未満であり、別に定める申請書が組合に提出された場合、令和5年4月から令和6年3月までの保険料については、月額22,800円にする軽減を行うこととなりました。

また、介護保険料については、本年4月1日から第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)については、月額6,000円になります。

区分	医療分保険料	後期高齢者支援金分 保 険 料	介護保険料
	各区分被保険者	全被保険者	40歳以上65歳未満の者
第1種組合員	30,000円	4,000円	6,000円
第2種組合員	13,000円		
家族	9,000円		

※課税所得額(課税標準額)とは、各種所得額(収入金額から必要経費を引いた額)から、地方税法上の各種所得控除額等を差し引いた額です。

給付関係

1. 「新型コロナウイルス感染症にかかる傷病見舞金規程」の改正について

本年5月8日に新型コロナウイルス感染症について、政府は感染症法上の分類を季節性インフルエンザと同じ5類に引下げすることを決めたことにより、入院勧告や行動制限(就業制限)は撤廃されることとなりました。

よって、当組合の新型コロナウイルス感染症にかかる傷病見舞金規程 第5条(適用期間)について、現在の令和5年3月末までとなっている適用期間について見直しを図り、感染症法第18条第2項の規定に基づき、就業制限の適用を受けている間までとすることに改正いたしました。

具体的には、新型コロナウイルス感染(陽性)により、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して連続した待期3日間を経過した日(支給開始日)が5月7日以前の日である場合は支給対象となりますが、4日目が5月8日以降の日であれば支給となりませんので留意願います。

※ 待期(連続した3日間)が完成し、支給の開始日(4日目)が5月7日以前であること。

(例1)

5/4に検査で陽性、コロナ感染の診断となった5/4~5/11間の休業の場合。

5/7は待期が完成し支給開始日となっていることから、5/7~5/11は支給となります。

5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11
陽性(休)	(休)	(休)	(休)	(休)	(休)	(休)	(休)
待期	待期	待期	支給開始日	5類移行日			
待期3日間			支給	支給	支給	支給	支給

(例2)

5/5に検査で陽性、コロナ感染の診断となった5/5～5/11間の休業の場合。

5/8は5類移行後の日となることから、5/8～5/11は支給されません。

5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11
	陽性（休）	（休）	（休）	（休）	（休）	（休）	（休）
	待期	待期	待期	5類移行日			
	待期3日間			不支給	不支給	不支給	不支給

給付関係

2. 「出産育児一時金の改正」について

本年4月1日から、出産育児一時金の額は「488,000円」となります。なお、産科医療補償制度対象分娩の場合は12,000円の加算額があることから、実質は「50万円」となります。

令和5年度保険料計算日の日程及び資格情報の入力規制について

当組合では、組合員皆様の毎月の保険料について、保険料計算日を定め、令和5年度保険料にかかる計算処理を、下記日程で行います。

つきましては、下記の保険料計算日におけるこの時間内は、資格情報にかかる登録処理を規制することとなりますので、被保険者資格取得届及び氏名・住所変更届にかかる被保険者資格に関する登録処理及び被保険者証の作成業務等については、処理することができませんので、ご留意願います。

入力規制時間中に受付けさせていただきました届書については、翌平日午前中に処理させていただきますので、ご承知願います。

記

保 険 料	保険料計算日時
令和 5 年 4 月分(※)	令和 5 年 3 月23日(木)（午後 1 時15分 から 午後 5 時15分まで）
令和 5 年 5 月分	令和 5 年 4 月24日(月)（午後 2 時45分 から 午後 5 時15分まで）
令和 5 年 6 月分	令和 5 年 5 月25日(木)（午後 2 時45分 から 午後 5 時15分まで）
令和 5 年 7 月分	令和 5 年 6 月27日(火)（午後 2 時45分 から 午後 5 時15分まで）
令和 5 年 8 月分	令和 5 年 7 月26日(水)（午後 2 時45分 から 午後 5 時15分まで）
令和 5 年 9 月分	令和 5 年 8 月28日(月)（午後 2 時45分 から 午後 5 時15分まで）
令和 5 年10月分	令和 5 年 9 月26日(火)（午後 2 時45分 から 午後 5 時15分まで）
令和 5 年11月分	令和 5 年10月26日(木)（午後 2 時45分 から 午後 5 時15分まで）
令和 5 年12月分	令和 5 年11月27日(月)（午後 2 時45分 から 午後 5 時15分まで）
令和 6 年 1 月分	令和 5 年12月22日(金)（午後 2 時45分 から 午後 5 時15分まで）
令和 6 年 2 月分	令和 6 年 1 月26日(金)（午後 2 時45分 から 午後 5 時15分まで）
令和 6 年 3 月分	令和 6 年 2 月26日(月)（午後 2 時45分 から 午後 5 時15分まで）

※4月分保険料計算日については、1年間の保険料を更新するための電算処理に4時間程度要することから、保険料計算処理を午後1時15分から午後5時15分までの間に行いますのでご承知願います。

社 保の栞



のマークのある文書は、
e-広報室「通達文書」へ全文
が掲載してあります。



e-資料 通達文書 (社保関係) 掲載情報

☆e-広報室 → 広島県医師会速報 → 通達文書 → 医師会速報e-資料に全文掲載しております。



材料価格基準の一部改正等について 日本医師会 令和5年3月8日 (第2277号・保険)

「医療機器の保険適用について」(令和5年2月27日付保医発0227第2号)の別紙18ページ及び20ページに掲載されている医療機器が区分B2及びC2として保険適用されたことにより、標題通知が一部改正され、令和5年3月1日から適用された。



医療機器の保険適用について 日本医師会 令和5年3月8日 (第2278号・保険)

令和5年3月1日から新たに保険適用となった医療機器(製品名: CellexECPシステム等)が示された。



令和5年度における外来データ提出加算等の取扱いについて

日本医師会 令和5年3月9日 (第2288号・保険)

データに基づく適切な評価を推進する観点から、生活習慣病管理料、在宅時医学総合管理料、疾患別リハビリテーション料等において、保険医療機関が診療報酬の請求状況、治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合の評価として令和4年度診療報酬改定において新設された「外来データ提出加算」について、事前にデータ作成の技術的な部分についての「調査実施説明資料」が作成され、厚生労働省のホームページに掲載された。

なお、当該加算の算定開始は、令和5年10月からであることに留意すること。

<実施説明資料掲載先>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001068323.pdf>

<厚生労働省ホームページ掲載先>

※上記掲載URLが変更された後は下記リンク先より最新情報を確認すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html



出産費用等の分かりやすい公表について 日本医師会 令和5年3月9日 (第2289号・保険)

妊婦の方々が、あらかじめ費用やサービスを踏まえて適切に医療機関等を選択できる環境を整備する観点から、令和6年4月を目途に出産費用の見える化の実施が予定されている。

これに先立って、自院のホームページ等において分娩に要する費用やサービスごとの料金を明示するなど、分かりやすい公表に努めるとともに、産科医療機関において分娩料金の改定を実施する場合は、相当の周知期間を設けることが依頼された。

また、料金改定の内容、改定の時期(改定後の料金の対象となる方)及び改定の理由等について、自院のホームページや院内掲示、リーフレット等の配布など、当該産科医療機関を利用される妊婦の方等に対して、丁寧な説明を行うことが依頼された。



「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について」の一部改正について 日本医師会 令和5年3月10日（第2306号・保険）

令和5年度3月以降の東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置に係る取扱いについては、令和5年2月28日付日医発第2227号（保険）文書により案内したが、今般、福島県浪江町の特定復興再生拠点区域について、令和5年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、当該文書に添付した事務連絡が一部改正された。



「医療機器の保険適用について」の一部訂正について

日本医師会 令和5年3月13日（第2312号・保険）

令和4年12月28日付保医発1228第1号（日医発第1915号（保険））および令和5年2月27日付保医発0227第2号（日医発第2278号（保険））で示された医療機器の保険適用について、一部訂正の事務連絡があった。

この度お知らせする内容はあくまでも概要です。
必ず通知の全文をご確認ください。



新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の 臨時的な取扱いについて

～令和5年3月1日以降「二類感染症患者入院診療加算（外来診療）：250点」の評価が縮小されました～

令和5年3月1日以降、次の加算の評価が縮小されます。ついては令和5年3月1日～令和5年3月31日の間は新たな加算の点数（147点）を算定することとなりますのでご注意ください。

変更前 （～令和5年2月28日迄）	変更後 （令和5年3月1日～令和5年3月31日）
二類感染症患者入院診療加算 （外来診療・診療報酬上臨時的取扱）	二類感染症患者入院診療加算 （外来診療・診療報酬上臨時的取扱）
250点	147点

※当該加算の算定要件に変更等はありません。

※院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）300点の取扱いに変更はありません。算定要件を満たしていれば、令和5年3月1日以降も引き続き算定できます。

※詳細は、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その79）（厚生労働省保険局医療課事務連絡（令和4年10月26日））」等をご確認ください。

令和5年度における診療報酬等の支払日について

(社会保険診療報酬支払基金 中四国審査事務センター)
事業管理課事業管理第2係(牧野・多賀)
TEL(直通) 082-576-7679・082-576-7680)

令和5年度における診療報酬等の支払日については、別紙のとおり予定していますので連絡いたします。

なお、貴会傘下の保険医療機関には、令和5年3月(1月診療分)の返戻レセプト等に併せて送付する「支払基金からのご案内」3月号によりお知らせいたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年度診療報酬等の支払予定日

納入月 ・ 支払月	出産育児一時金等(正常分娩10日提出分)		診療報酬等※	
	保険者から基金への 納入期日	基金から医療機関への 支払日	保険者から基金への 納入期日	基金から医療機関への 支払日
令和5年 4月			4月20日(木)	4月21日(金)
5月	5月2日(火)	5月8日(月)	5月19日(金)	5月22日(月)
6月	6月5日(月)	6月6日(火)	6月20日(火)	6月21日(水)
7月	7月4日(火)	7月5日(水)	7月20日(木)	7月21日(金)
8月	8月3日(木)	8月4日(金)	8月21日(月)	8月22日(火)
9月	9月4日(月)	9月5日(火)	9月20日(水)	9月21日(木)
10月	10月4日(水)	10月5日(木)	10月19日(木)	10月20日(金)
11月	11月2日(木)	11月6日(月)	11月20日(月)	11月21日(火)
12月	12月4日(月)	12月5日(火)	12月20日(水)	12月21日(木)
令和6年 1月	1月5日(金)	1月9日(火)	1月19日(金)	1月22日(月)
2月	2月5日(月)	2月6日(火)	2月20日(火)	2月21日(水)
3月	3月4日(月)	3月5日(火)	3月19日(火)	3月21日(木)
4月	4月4日(木)	4月5日(金)		

※診療報酬等には、調剤報酬、訪問看護療養費、特定健診・特定保健指導費及び出産育児一時金等(正常分娩25日提出分、異常分娩分)が含まれます。

令和5年度

診療報酬改定関連書籍の販売について（案内）

ご購入を希望される場合は、注文用紙（本紙）を、広島県医師会保険医事課宛てにFAX（082-568-2112）送信してください。

なお、次の書籍のうち、医学通信社が発刊しているものについては、お申込期限を4月10日(月)までとさせていただきますので予めご了承ください。

※発刊時期は予定です。また、幹旋価格のため書店などの発売日より遅れる可能性もございますので、ご了承のうえお申込をお願い致します。

注文用紙

広島県医師会保険医事課行き（FAX：082-568-2112）

書 籍 名		出版 会社	定価	配布価格 (送料・税込)	注文 冊数	備考 (発刊予定時期)
1	薬価基準点数早見表 令和5年4月版	社会 保険 研究 所	4,180	2,810		3月中旬
2	保険薬事典Plus+【適応・用法付】 令和5年4月版		5,280	5,280		3月中旬
3	レセプト事務のための薬効・薬価リスト 令和5年度版		7,370	6,490		4月初旬
4	レセプト作成テキストブック 令和5年4月版		4,070	3,900		4月下旬
5	医科点数表Q&A集 令和5年4月版		8,800	7,540		4月末
6	【医療DXの今後に向けて】電子処方箋・オンライン資格 確認Q&A 令和5年4月版		3,850	3,580		5月
7	治療薬ハンドブック2023【スマホ版アプリ付】	じ ほう	4,840	4,420		1月発刊済
8	保険薬事典Plus+ 令和5年4月版【適応・用法付】		5,280	5,280		告示後約10日
9	レセプト事務のための薬効・薬価リスト 令和5年版		7,370	6,490		4月
10	診療点数早見表 2023年4月増補版	医 学 通 信 社	4,950	4,208 +送料※		4月
11	最新 検査・画像診断事典 2023年4月増補版		3,080	2,618 +送料※		4月
12	薬価・効能早見表 2023年4月版		6,160	5,236 +送料※		4月
13	DPC点数早見表 2023年4月増補版		4,950	4,208 +送料※		4月
14	診療報酬・完全攻略マニュアル2023年4月補訂版		3,080	2,618 +送料※		4月

※送料は注文冊数×110円（税込）、10冊以上は1,100円固定（税込）となります。

医療機関番号	
医療機関名	
電話番号	
住所	〒
支払方法	引 去 ・ 振 込

☆全書籍出版社より直送となりますのでご了承ください。なお、請求書は後日送付致します。



のマークのある文書は、
e-広報室「通達文書」へ全文
が掲載してあります。



e-資料 通達文書(介護保険関係) 掲載情報

☆e-広報室 → 広島県医師会速報 →  通達文書 → 医師会速報e-資料に全文掲載しております。



厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準等の一部改正告示について 日本医師会 令和5年3月8日(日医2283)

介護支援専門員に求められる能力や役割の変遷及び昨今の施策動向等を踏まえ、介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る法定研修について、権利擁護・意思決定支援の視点の強化及び適切なケアマネジメント手法に関する内容の追加等を行うため、告示が一部改正された。実施要綱及び法定研修に係るガイドラインについても見直しが行われ、近日中に公表が予定されている。



「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正等について

日本医師会 令和5年3月9日(日医2284)

厚生労働省より、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「処遇改善加算等」という)の見直し後の様式が正式に発出された。令和4年度の処遇改善加算等に係る実績報告及び令和5年度以降の届出には新様式が適用される。



「身元引受人がないウクライナ避難民に係る介護保険における保険料及び利用者負担の財政支援の再延長について」の送付について

日本医師会 令和5年3月13日(日医2319)

ウクライナ情勢が依然として不透明な状況にあることから、生活費の支給等を更に1年間継続することが出入国在留管理庁において決定されたことを受け、厚生労働省においても、身元引受人がないウクライナ避難民に係る保険料及び利用者負担の支援について同様に継続することとした事務連絡が発出された。



東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について 日本医師会 令和5年3月14日(日医2321)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域等ならびに東日本大震災による被災地域においては、利用者負担および介護保険の保険料に係る財政支援等が継続されてきたところであるが、今般、厚生労働省より令和5年3月1日以降についても当該財政支援等について継続する旨の事務連絡が発出された。

広島県地域医療支援センターだより

最近の主な活動

「地域推薦枠医学生の卒前・卒後教育をどうするか」というテーマのもと、第14回全国シンポジウム(主催:鹿児島大学、(一社)全国地域医療協議会)が開催され、新潟、宮崎、鹿児島県と本県が「シームレスなキャリア形成プログラムの策定と運用」の取組を発表しました。地域枠制度が開始となって以来、各県とも様々な工夫を凝らしてきていることから力のこもった発表となり、大変参考になる取組もありましたし、リーダーシップを発揮されている先生の存在を知ることができました。そうした中で、本県の中山間地域への配置は順調に進んでいると改めて自信を持つことができました。これも偏に皆様のご指導とご協力の賜物であり、厚くお礼を申し上げます。引き続きのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

●「オールひろしま臨床研修病院オンライン合同説明会」を開催しました！

3月4日(土)、5日(日)に、「オールひろしま臨床研修病院オンライン合同説明会」を開催しました。県内全ての臨床研修病院に参加いただき、病院や臨床研修プログラムの特徴等をパワーポイントや動画にまとめ、熱のこもった説明をするとともに、医学生からの質問に答えいただきました。2日間で208名の県内外の医学生の参加があり、広島県の臨床研修についてより深く知っていただくことが出来ました。



この説明会が病院見学や病院説明会、マッチングへとつながり、より多くの方が広島県での臨床研修を選ばれることを期待しています。

●ふるさと枠第7期生等の配置が始まります

令和2年度に卒業した広島大学ふるさと枠医師16名、岡山大学地域枠広島県コース医師1名が、2年間の臨床研修を修了し、今年4月から県内各指定医療機関での勤務を始めます。令和5年度には、広島大学ふるさと枠医師100名、岡山大学地域枠広島県コース医師5名、広島県医師育成奨学金貸与医師20名、自治医科大学卒業医師24名の計149名のうち70名が中山間地域の指定医療機関に勤務することになります。

広島県では、地域の医療機関・市町のニーズを踏まえ、本人の希望やキャリア形成にも配慮した配置となるよう、市町や病院、大学、県医師会等で構成する「広島県医療対策協議会」を3月1日に開催し、配置案を決定しました。ふるさと枠医師等には、地域医療を担う中核的存在として活躍いただけることを期待しています。

【令和5年度 中山間地域指定医療機関配置人数】

(令和5年4月1日時点)

	内科	小児科	外科	整形外科	泌尿器科	脳神経外科	放射線診断科	麻酔科	救急科	リハビリ科	産婦人科	(合計)
公立みつぎ総合病院	5									1		6
市立三次中央病院	12	3	1	1	1	3	1	3	1		3	29
庄原赤十字病院	8											8
JA吉田総合病院	3			1								4
府中市民病院	1											1
府中北市民病院	1											1
安芸太田病院	5								1			6
公立世羅中央病院	3			1						2		6
神石高原町立病院	2											2
その他公立診療所	7											7
(合計)	47	3	1	3	1	3	1	3	2	3	3	70

事務局 (公財) 広島県地域保健医療推進機構 地域医療支援センター

〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-3-4F TEL: 082-569-6491 FAX: 082-569-6492

E-mail: iryou@hiroshima-hm.or.jp

ふるさとドクターネット広島
https://www.dn-hiroshima.jp



ドクターネット広島登録者数

3,071名 (R5.2.28 現在)

(男性 2,049名、女性 1,022名)





IPPNW(核戦争防止国際医師会議)コーナー

第23回IPPNW(核戦争防止国際医師会議) 世界大会のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で2020年から延期となっていた「第23回IPPNW世界大会」が令和5年4月26日(水)から30日(日)の会期でケニアのモンバサでハイブリッド開催されることが決まりました。

会 議 名：第23回IPPNW(核戦争防止国際医師会議)世界大会

日 時：2023年(令和5年)4月26日(水)～30日(日)

場 所：トラベラーズ・ビーチ・ホテル&クラブ(ケニア、モンバサ)・Web(ハイブリッド開催)

テ ー マ：“Disarmament, Development and Health”「軍縮、開発、そして健康」

プログラム(仮)：

4月 26日 (水)	9:00-12:00	理事会(旧理事)	学生会議
	14:00-17:00	国際評議員会	
	18:00-20:00	歓迎レセプション	
27日 (木)	9:00-17:30	開会式 全体会議1：軍縮、気候危機、健康に関連したテーマ 全体会議1に関連したワークショップ／セッション 全体会議2：核兵器と健康 *朝長万左男先生ご講演 全体会議2に関連したワークショップ *日本支部ワークショップ	
28日 (金)	9:00-17:30	全体会議3：紛争、気候変動と健康 全体会議3に関連したワークショップ／セッション 全体会議4：ユース・フォーラム：気候変動、核戦争、経済・社会正義そして健康 ユースによるセッション	
	19:00-23:00	祝賀ディナー	
29日 (土)	9:00-17:00	全体会議5：エネルギー選択：化石燃料、原子力／ウラン採掘そして健康 全体会議6：核兵器禁止条約(TPNW)とその普遍化 全体会議5および6に関連したワークショップ／セッション 最終全体会議(閉会)	
30日 (日)	9:00-12:00	国際評議員会	
	13:30-16:00	理事会(新理事)	

(最新プログラムについては大会HPをご覧ください)

大会HP：<https://ippnwafricaregion.org/ippnw-world-congress-2/>

登 録 料(本会議3日間)：現地参加 医師300ドル(USD)、学生80ドル(USD)

Web参加 125ドル(USD)

問 合 先：IPPNW日本支部事務局(電 話：082-568-1511、FAX：082-568-2112、

メール：ippnw-japan@hiroshima.med.or.jp)



医療安全を担当して

国家公務員共済組合連合会吉島病院
副院長 呼吸器外科 宮原 栄治

吉島病院では、医療安全を担当しています。今回は医療安全について私見を記させていただきます。

医療安全“元年”と言えるのは、1999年です。1月の横浜市立大学の“患者取り違い事故”、2月の都立広尾病院での“消毒薬の誤投与事故”、7月の杏林大学の“割りばし事故”。相次いで起きた3件の事故は、いずれも刑事事件に発展しました。医療事故が民事責任だけでなく、刑事責任を問われる時代になり、社会的にも大きな関心を集めるようになりました。

広尾病院事件では、院長が医師法21条（自己の診療していた患者であっても、異状死であれば届出義務を負う）違反に問われたこともあり、その後、警察への医療事故等の届出件数は急増しました。しかし、2006年福島県立大野病院事件の医師逮捕、そして2008年8月の無罪判決で、届出件数は減少傾向となり、民事裁判も減少に転じています。2015年には医療事故調査制度が開始されました。

こういった記憶に残る事件もありますが、日常の医療業務にも多くのインシデントが潜んでいます。日々、こうしたインシデントに接し、原因を究明し、改善を模索していると、医療安全に携わらなかつたら知ることもしなかったであろう、いろいろな部門の業務を細部まで把握でき、病院全体の業務を俯瞰（ふかん）することができます。

医療安全では、インシデントは個人の責任ではなくシステムの問題と捉え、インシデントから誰でもが安全に行動できるようマニュアルを作成し、職員に伝達します。職員に伝達するにあたり、当院では2つの工夫をしています。1つ目は‘安全かるた’の作成です。インシデントご

とに五七五に要約して、各部署において朝礼等で定期的に再確認を行っています。他の部門のインシデントも目に入り、他の部門の業務も認識することができて、お互いに思いやりをもって接することができます。また新入職者にも当院の業務・ピットホールを的確に伝達できて有用です。2020年から始めて、現在100首のストックがあります。これを確認するだけでも十分安全な行動がとれそうです。2つ目は、電子カルテのスクリーンセーバーの利用です。毎月、「振り返り」「指さし確認」といったテーマを決めてスクリーンセーバーに載せて医療安全を啓発しています。インシデントをゼロにすることはなかなか困難ですが、レベル0の報告を増やして、インシデントを未然に防止できるよう、活動しています。

皆さんは、TeamSTEPPS、CUS、SBAR、DESC、I PASS the BATON、5S、6R、KYT、RRSといった略号をご存じでしょうか。医療安全に携わっていても忘れてしまいそうなくらい、いろいろな略号がありますが、それぞれ医療安全の基本項目の頭文字をまとめたものです。興味があればググってみてください。

医療安全と言えば他人事のように思っていたましたが、医療安全を担当するようになり、立場が変われば、考え方も180度変わってしまいました。日本外科学会雑誌に毎掲載っている医療安全のページを欠かさず目を通すようになりました。事が起こってから右往左往するのではなく、事前にアンテナを張り巡らせて、アクシデントになる前にインシデントの段階で対処することの重要性を日々認識させられています。



たばこ規制枠組み条約 (FCTC)

医療法人 阪田医院 阪田 英世

たばこ規制枠組み条約は2003年5月のWHO総会で採択され2005年2月27日に発効しています。

わが国も2004年3月9日に署名し、2004年6月8日に受託書を寄託しており2005年2月27日に日本でも条約の効力が発効しています。

2020年6月の時点で締約国は182ヵ国です。

外務省ホームページによると内容は以下のようになります。

- ・ア 職場等の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な措置をとる(受動喫煙の防止)。
- ・イ たばこ製品の包装及びラベルについて、消費者に誤解を与えるおそれのある形容的表示等を用いることによりたばこ製品の販売を促進しないことを確保し、主要な表示面の30%以上を健康警告表示に充てる。
- ・ウ たばこの広告、販売促進及び後援(スポンサーシップ)を禁止し又は制限する。
- ・エ たばこ製品の不法な取引をなくするため、包装に最終仕向地を示す効果的な表示をさせる等の措置をとる。
- ・オ 未成年者に対するたばこの販売を禁止するため効果的な措置をとる。
- ・カ 条約の実施状況の検討及び条約の効果的な実施の促進に必要な決定等を行う締約国会議を設置する。締約国は、条約の実施について定期的な報告を締約国会議に提出する。

わが国も締約国である以上はこれに則り国内

法の整備をする義務があるのですが、日本の禁煙政策は世界最低レベルです。

たばこ産業干渉指数(TII)というものがあるのですが、2019年度版によると日本は調査が行われたアジア14ヵ国中で一番たばこ産業が活動しやすい国だそうです。

2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせてWHOやIOCから強い要求があり、健康増進法の改正が行われました。しかしその内容は当初の目標からはかなり後退した内容になってしまいました。

何があったのでしょうか？この顛末^{てんまつ}については日本禁煙学会雑誌第12巻2号「たばこ業界からの政治献金を受動喫煙防止の立法を妨げている」に詳しく書かれているのでご一読ください。自民党たばこ議員連盟への政治献金のことが書かれています。他に「たばこ業界からの政治献金の実態調査」もなかなかの労作です。いずれもWeb上で読むことができます。

ここでも旧統一教会問題と同じことが起きています。

国民の生命や健康を守るべき国会議員が金銭や票欲しさにたばこ業界への便宜をはかり禁煙政策を後退させて国民の生命を危険にさらしているのです。

肺癌で肉親を失った青年が自民党たばこ議員連盟顧問の広島第1区選出議員を襲撃して話題になれば禁煙政策は一気に進むのかもしれませんが、それは民主主義ではありません。

喫煙者に禁煙を指導すると同時に、医師はたばこを製造販売する連中とそれを支えている政治家と戦う必要があるのではないのでしょうか。

広島医学コーナー

「広島医学」76巻3号(3月28日発行)の論文等掲載を次のように予定しております。
ぜひ、ご精読ください。

	論文名	著者	所属
図説	絨毛癌への転化が疑われた直腸腺癌の1剖検例	森 馨一 他	国立病院機構広島西医療センター 病理診断科
原著	EGFR遺伝子変異陽性肺癌に対するアファチニブとオシメルチニブの後方視的比較検討	濱井 宏介 他	県立広島病院 呼吸器内科
原著	腹腔鏡下胆嚢摘出術における2Dと3D内視鏡システムの手術短期成績の比較	横殿 公誉 他	医療法人社団公仁会 横殿順記念病院
症例報告	胃ESD後遅発性穿孔に対してポリグリコール酸シート充填法が有用であった3例	竹元 裕紀 他	広島大学病院 内視鏡診療科
症例報告	外頸静脈血栓症を契機に判明した横行結腸癌の1例	服部 貴好 他	県立広島病院 耳鼻咽喉科頭頸部外科
医人伝	藤井好直「片山記」の質的研究 ー日本住血吸虫症の病因診断と漢方治療に焦点を当ててー	山本 康博	山本クリニック
学会 だより	第70回広島新生児研究会		
編集後記		岩本 博志	

※ 広島医学会が発行する学術雑誌「広島医学」は、昭和23年創刊以来、若い医師会員の医学研究成果を発表する登竜門でもあり、実地医家のために医学医術の新しい知見を修得する場として、毎月1回発行しております。

広島医学へ積極的に論文等をご投稿くださるようお願いし、学術雑誌としてより評価の高いものを目指したいと思います。

広島医学編集委員会

委員長 田中 信治

委員一同

ー新型コロナウイルス感染症に係る予防接種時の留意点ー 予診実施時には、原則、 初診料・再診料・外来診療料等は算定出来ません！

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施するに当たり、予診（問診、検温及び診察）を実施したことに対して、初診料、再診料、外来診療料等の診療報酬は算定できません。十分ご注意ください。なお、詳細は【会員限定サービス 広島県医師会e-広報室】などにより、ご確認ください。

【参考文書】 ※必ず通知の全文をご確認ください。

- ・令和3年6月18日 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の
臨時的な取扱いについて（その49）日本医師会（保79）



《QRコード》

広島県医師協同組合

情報

広島県医師協同組合

組合員・賛助会員限定

特別優待

新築マンション購入の
割引制度をご利用ください※下記以外の対象物件については
医師協までお問い合わせください。

(株)六工務店

サーパス福山駅
ザ・ガーデン1%引* 福山市東桜町
(2023.6 上旬販売開始予定)

0120-384-084 (川尻)

*消費税を除く分譲価格から割引

JR 西日本プロパティーズ(株)

ザ・十日市プレイス

1%引* 中区十日市町
(2023.3 下旬入居開始予定)

0120-171-870 (角野)

*物件価格から割引(税抜)

JR 西日本プロパティーズ(株)

プレディア舟入中町
レジデンス1%引* 中区舟入中町
(2023.12 完成予定)

082-294-5104 (横山)

*物件価格から割引(税抜)

JR 西日本プロパティーズ(株)

プレディア舟入本町
リバーテラス1%引* 中区舟入本町
(2024.1 完成予定)

082-294-5104 (横山)

*物件価格から割引(税抜)

JR 西日本プロパティーズ(株)

プレディア
観音新町1%引* 西区観音新町
(2024.9 完成予定)

082-294-5104 (村中)

*物件価格から割引(税抜)

JR 西日本プロパティーズ(株)

プレディア
呉駅前1%引* 呉市西中央
(2025.1 完成予定)

082-294-5104 (村中)

*物件価格から割引(税抜)

(株)大京

ライオンズ東翠町

1%引* 南区西旭町
(2024.9 入居開始予定)

0120-117-406 (坂爪)

*消費税を除く本体価格から割引

野村不動産(株)

プラウド
広島舟入幸町1%引* 中区舟入幸町
(即入居可)

0120-767-040 (頃安)

*消費税を除く分譲価格から割引

野村不動産(株)

プラウド南千田東町
ガーデン&テラス1%引* 中区南千田東町
(ガーデン 2024.1 完成予定)
(テラス 2024.3 完成予定)

0120-778-130 (青盛)

*消費税を除く分譲価格から割引

(株)マリモ

ポレスター
東雲0.5%引* 南区東雲
(即入居可)

0800-100-0780 (山根)

*販売物件価格から割引(税込)

(株)マリモ

ポレスター
東雲レジデンス0.5%引* 南区東雲
(2024.1 末入居開始予定)

0120-055-800 (見並)

*販売物件価格から割引(税込)

(株)マリモ

グラディス
相生橋0.5%引* 中区本川町
(2024.7 末入居開始予定)

0120-027-125 (高橋)

*販売物件価格から割引(税込)

●ご利用上の注意

- ①ご契約は、物件等の内容をよく確認した上で締結してください。当組合は、物件・商品・サービス情報の提供、提携会社のご紹介のみを目的としており、個々の取引には契約当事者ではないため関与できませんので、あらかじめご了承ください。
- ②提携会社のご紹介は、その会社の信用や経営状態を保証するものではありません。また、契約については、組合員の皆様が各自の責任において提携会社と直接行っていくたもので、組合員の皆様と提携会社との間に生じた紛争については当組合は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ③不動産物件の価値や価格は経済環境・需給関係・周辺環境の変化等に大きく影響され、その時々によって形成されるものです。ご商談に際しましては、ご自身の責任と判断において、十分に検討の上お取り引きされるようお願い致します。
- ④特典・割引に関する適用の可否は、提携会社・物件・商品・サービス・契約時期等によって異なります。
- ⑤ご提供いただいた個人情報は、当組合の個人情報保護方針に基づき、当組合及び紹介先提携企業それぞれの責任において管理させていただきます。他の目的には一切使用致しません。

- 割引制度のご利用には紹介状もしくは会員証の提示が必要です。
- 医師協の割引制度を利用したい旨を必ず担当者にお伝えください。
- 紹介状の発行は医師協までご連絡ください。

広島県医師協同組合 TEL (082)568-4511

ドクターバンク情報

令和5年3月25日現在

求人登録

職 種	診 療 科	件 数
医 師	内 科	9件
	整 形 外 科	2件
	外 科	1件
	脳神経外科	1件
	形 成 外 科	1件
	皮 膚 科	1件
	耳 鼻 科	1件
	精 神 科	1件

求職登録

職 種	診 療 科	件 数
医 師	内 科	3件
	泌 尿 器 科	1件
	産 業 医 (パート)	2件

求人・求職のお申し込み、お問い合わせは事務局へ
ドクターバンク事務局 TEL: 082-261-6115
広島市東区二葉の里三丁目2番3号 県医師会館5階

Web申込可

募 集 コ ー ナ ー

Web申込可

マークは広島県医師会ホームページからお申し込みいただけます

Web申込可

ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）
広島版PHR及びHM-Boxの機能説明会

ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）は「診療情報の開示・参照機能による連携」と「グループウェアを利用する連携」の2つで、医療介護福祉情報の連携を目指しております。

この度、「グループウェアを利用する連携」の中から広島版PHR及びHM-Boxについて機能説明会を開催させていただきます。

広島版PHRは、患者さんの薬局の調剤履歴、命の宝箱（救急・災害時医療情報）、体重・血圧などの自己測定記録、健診結果、検体検査データ（令和5年度中に開始）等を格納するネット上の電子手帳です。日々の診療時はもちろんのこと、初診オンライン診療時にもお薬情報やアレルギー等の患者さんの基本情報を確認できます。

HM-BoxはHMネットに参加しているユーザの間でファイルを保管・共有・送受できる機能です。広島県が運営したオンライン診療センターでは、遠隔診療を行う医師とスタッフ間で患者情報や処方箋の共有に活用されました。

説明会は3回開催しますが、内容は同じです。いずれかご都合の良い開催日にご参加ください。

また、現在HMネットに未加入の施設も説明会に参加できますので、奮ってご参加くださいますようお願いいたします。

日 時	第1回	令和5年4月26日(水)	19時00分
	第2回	令和5年5月13日(土)	15時00分
	第3回	令和5年6月1日(木)	19時00分

開催方法 会場（広島県医師会館201会議室）とWeb（Zoom）によるハイブリッド形式

定 員 各回とも 会場50名、Web（Zoom）500名

申込方法 広島県医師会ホームページ「医師のみなさまへ」内の研修会参加登録フォームからお申し込みください。

https://www.hiroshima.med.or.jp/ssl/form/20230426_network/index.html

締 切 日	第1回	令和5年4月19日(水)
	第2回	令和5年5月2日(火)
	第3回	令和5年5月25日(木)

そ の 他 Web（Zoom）参加の場合は、開催前日までにURLをお伝えするメールをお送りします。

問 合 せ 広島県医師会 広報情報課（TEL：082-568-1511）

Web申込可

第28回 広島県医師クラブ対抗 テニス大会 参加チーム募集

(経理課)

と き 2023年4月29日(土・祝) 9時集合(雨天の場合は中止です)**と ころ** 広島広域公園 テニスコート

広島市安佐南区大塚西5丁目2-1 TEL: 082-848-9540

(山陽自動車道 五日市インターから約10分)

試合形式 団体ダブルス対抗戦

1団体3ダブルス編成(6~8人登録)

A・Bクラス別で行う場合もあります

参加資格 医師および配偶者**参加費用** 一人3,000円(弁当、参加賞を含む)**表彰** 優勝チームに賞品授与**備考** 懇親会はございません**申込** 下記の申込書に必要事項を記載の上、広島県医師会経理課宛に3月31日(金)までにFAX
もしくはWebにてお申し込みください。

※広島県医師会ホームページ「医師のみなさまへ」から申し込みいただけます。

〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-3

TEL: 082-568-1511/FAX: 082-568-2112 E-mail: keiri@hiroshima.med.or.jp

ドロー表は後日各チーム代表者にお知らせします。

経理課 行き FAX: 082-568-2112

第28回広島県医師クラブ対抗テニス大会 参加申込書

〈チーム名〉 _____

〈責任者〉 _____

〈連絡先〉 医療機関名 _____

住 所 _____

TEL _____ FAX _____

E-mailアドレス _____ @ _____

当日連絡用携帯番号 _____

〈メンバー表〉

No	氏 名(漢字)	氏名(ふりがな)	医療機関名	診療科 ※要記入	性別
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

令和5年度「発達障害地域支援体制推進事業（医師派遣研修）」の募集

地域において発達障害の診断、診療を中核的に行う専門医を養成するため、国立精神・神経医療研究センターの発達障害に関する研修の受講者を募集します。なお、広島市に所在の医療機関については、受講申込先が広島市（健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課）となりますので、広島市に募集人数や提出資料、申込期限等を確認の上、受講申込を行ってください。

実施方法 対面実施（新型コロナウイルス感染症の感染拡大によっては、オンライン開催となることもある）
受講料 研修受講料は無料。研修に係る旅費及び宿泊費は県が負担。（県の旅費規程による）
募集人数 4名程度（3過程合わせての延べ人数）

※研修受講者には、県が開催する発達障害診療医養成研修等において、受講内容の情報提供をお願いしております。

申込方法 研修の受講を希望する方は、下記のURLに掲載の「受講願書（履歴書・推薦書）」に必要事項を記入し、押印の上、各研修の申込締切日（必着）までに、関係書類を当課まで提出してください。

〔掲載URL〕：https://www.ncnp.go.jp/info/2023/4_youseil.html

国立精神・神経医療センター トップページ

> インフォメーション

> 2023.1.23 第4回発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅠ～Ⅲ

> ページ下部「申込方法・期間」中の「受講願書」をクリック

〔申込先〕：730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県健康福祉局障害者支援課地域生活・発達障害グループ

担当者：石原

〔問 合〕：電話：082-513-3157 e-mail：fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp



〔募集する研修〕

研修課程	研修日程（会場）	対象者及び派遣人数	研修課程内容	申込締切日【必着】
第4回発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅠ	令和5年 6/28(水)～6/29(木) (国立精神・神経医療研究センター)	〔対象者〕 病院、保健所、発達障害者支援センター等に勤務し、発達障害に関心を有する医師、特に指導について責任的立場にある者。 ※広島市に所在する医療機関で勤務する医師を除く。 〔派遣人数〕 3過程合わせて延べ4名程度	○発達障害児に対する行政施策 ○発達障害のある子と養育者の支援 ○学童期・思春期の課題とその支援 ○成人期の日常生活、就労への支援 ○高齢期の生活実態と支援 ○医療のトランジションと地域連携	令和5年 4/27(木)
第4回発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅡ	令和5年 9/27(水)～9/28(木) (国立精神・神経医療研究センター)		○特別支援教育の現状と課題 ○発達障害と不登校・ひきこもり ○外国にルーツを持つ児童の支援 ○強度行動障害 ○女性と発達障害 ○発達障害の啓発と権利擁護、地域連携構築	令和5年 7/24(月)
第4回発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅢ	令和5年 11/15(水)～11/16(木) (国立精神・神経医療研究センター)		○特別支援教育の現状と課題 ○ペアレント・トレーニング ○発達障害とトラウマインフォームドケア ○発達障害の支援ニーズにおける当事者の視点 ○当事者や家族のネットワークと支援 ○かかりつけ医研修の実際	令和5年 9/11(月)

○ 各研修課程の内容の詳細については、国立精神・神経医療研究センターのホームページを御参照ください。

→ URL：https://www.ncnp.go.jp/info/2023/seiken-kensyu_R5.html

○ 希望者が多数の場合、ご希望に添えない場合があります。また受講者の決定については、各研修日の約1ヶ月前までに、国立精神・神経医療研究センターから研修申込者宛てに直接、電子メールで通知があります。

令和5年度広島県マンモグラフィ読影講習会

マンモグラフィ読影能力の向上を通じた、乳がん検診の精度管理向上を目的とし、令和5年度広島県マンモグラフィ読影講習会を開催します。

本講習会は、事前のオンライン講義：e-learning（講義＋ミニテスト回答）と、当日会場でのモニタによる講習・読影試験となります。

受講をご希望の方は、下記要領によりお申し込みください。

(主催：広島県、共催：特定非営利活動法人日本乳がん検診精度管理中央機構、広島市)

1 講習会概要

(1)開催日時 令和5年6月24日(土) 12時55分～19時00分(受付開始：12時40分)

25日(日) 9時10分～17時00分(受付開始：9時00分)

※両日の出席が必要です。

(2)場 所 BIG FRONTひろしま 5階 ホールABC(広島市南区松原町5-1)

(3)対 象 者 乳がん検診、治療に従事する医師 50名

※主に広島県内の医療機関等に勤務する医師を優先します。

※申込者多数の場合は、選考を行い、令和5年4月28日(金)頃までにご連絡します。

(4)受講資格 下記3つの条件を満たしていることをご確認ください。

1	日本乳がん検診精度管理中央機構の構成学会の中の最低1つの学会に加入していること …日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本医学放射線学会、日本産科婦人科学会、日本放射線技術学会(日本放射線技師会を含む)、日本医学物理学会、日本乳腺甲状腺超音波医学会、日本超音波医学会、日本超音波検査学会
2	最新の不均一高濃度の正常臨床画像(同一症例左右MLO画像)を提出できること …個人情報保護法に関する条件を各施設でクリアして、臨床画像をご提出いただくことを原則としています。
3	e-learning視聴環境があること …事前に必ずご確認のうえ受講申込みを行ってください(確認方法は2(1)申込方法に記載のホームページをご参照ください)。受講料払い込み後、e-learning視聴が出来ないことを理由とした返金はできません。

(5)受講料 50,000円

2 参加申込

(1)申込方法 Web申込み(下記URLよりお申し込みください)

https://www.qabcs.or.jp/mmg_d/schedule_list_all/schedule_list_all.html

(2)申込期間 令和5年4月5日(水)～4月18日(火)

3 お問い合わせ先

広島県健康福祉局健康づくり推進課

TEL：082-513-3063(直)

E-mail：fukensui@pref.hiroshima.lg.jp

新型コロナウイルスにより中止となる可能性があります。詳細は主催者にご確認ください。

学術講演会・学会ガイド

注) 申込受付を過ぎたものも予定に掲載しております

※日医生涯教育講座承認待ちのものを含む

3月の予定	
25 土	
26 日	
27 月	
28 火	
29 水	●広島原爆障害対策協議会創立70周年記念講演会
30 木	
31 金	

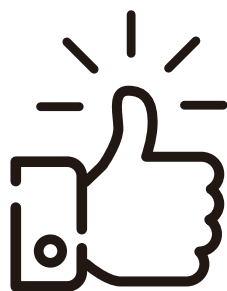
4月の予定	
1 土	
2 日	
3 月	
4 火	
5 水	㊦ 令和4年度府中地区医師会学術講演会
6 木	
7 金	㊦ 第148回賀茂東広島精神科医会学術講演会
8 土	
9 日	

4月の予定	
10 月	㊦ 広島県内科会学術講演会
11 火	㊦ 第397回呉循環器病研究会学術講演会 ●広島記念病院地域医療従事者研修Web研修会
12 水	㊦ 広島市佐伯区医師会学術講演会
13 木	㊦ 東広島地区医師会学術講演会 ㊦ 松永沼隈地区医師会学術講演会
14 金	
15 土	㊦ 第276回広島県臨床整形外科医会研修講演会
16 日	
17 月	㊦ 第1回頭痛診療を考える地域連携講演会
18 火	㊦ 安芸高田市医師会学術講演会 ●第320回広島胃と腸疾患研究会
19 水	
20 木	㊦ 第94回広島市中区医師会学術講演会 ㊦ 東広島地区医師会学術講演会 ●2023年度第1回がんセミナー
21 金	㊦ 第26回呉脳疾患懇話会 ●第31回日本医学会総会2023東京(～23日)→P50
22 土	
23 日	
24 月	

※ ㊦は日医生涯教育講座として県医師会が認定したものです。

※ 単位の配分につきましては、主催者にお問い合わせください。

※ 広島県医師会館駐車場減免区分 ㊦1: 減免対象 ㊦2: 要医師資格証 ㊦3: 減免なし



Facebook更新中!

もみじ医が広島県医師会のイベント情報をお知らせしています。

フォローして最新情報をチェックしましょう。



学術講演会

※演題に対する単位の配分は、主催者にお問い合わせください。

広島原爆障害対策協議会創立70周年記念講演会

と き 3月29日(水) 午後2時30分

ところ 広島国際会議場 グラシア2 Web配信

演題と講師

広島原爆障害対策協議会の70年の歩み

健康管理・増進センター 所長 前田 亮

被爆者の現状と今後のケア

広島大学 名誉教授 鎌田 七男

主 催 広島原爆障害対策協議会

連絡先 同上(総務課)

☎ 082-243-2451

令和4年度府中地区医師会学術講演会

と き 4月5日(水) 午後7時

ところ 府中地区医師会館 講堂 Web配信

演題と講師

在宅、介護施設、医療施設でみられる高齢者の皮膚疾患

－皮脂欠乏症、帯状疱疹から皮膚がんまで－

医療法人 岩崎皮膚科・形成外科 院長

理事長 岩崎 泰政

主 催 府中地区医師会

連絡先 同上 ☎ 0847-45-3505

単 位 1 コード 12

第148回賀茂東広島精神科医会学術講演会

と き 4月7日(金) 午後7時

ところ Web配信

演題と講師

精神障がい者の「働きたい」を支援するために

－伴走型就労支援IPSの実践と効果－

社会医療法人 清和会 西川病院

理事長 林 輝男

主 催 賀茂東広島精神科医会

連絡先 東広島地区医師会

☎ 082-422-3810

単 位 1.5 コード 12

広島県内科会学術講演会

と き 4月10日(月) 午後7時

ところ ANAクラウンプラザホテル広島 カメリア

Web配信

演題と講師

SGLT2阻害薬の新展開－糖尿病・心不全診療への期待－

信州大学医学部 循環器内科学教室

教授 桑原 宏一郎

※要申込

主 催 広島県内科会

連絡先 同上 ☎ 090-7343-6523

単 位 1 コード 73

第397回呉循環器病研究会学術講演会

と き 4月11日(火) 午後7時15分

ところ 呉阪急ホテル 皇城 Web配信

特別講演

高血圧・心不全治療の戦略的アジェンダ

－心血行動態からのアプローチ－

大西内科ハートクリニック

院長 大西 勝也

主 催 呉循環器病研究会

連絡先 呉市医師会 ☎ 0823-22-2326

単 位 1 コード 74

広島記念病院地域医療従事者研修Web研修会

と き 4月11日(火) 午後6時30分

ところ Web配信 (Microsoft Teams)

演題と講師

生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等の

さらなる見直しについて

荒木脳神経外科病院 循環器内科

主任部長

梅本 誠治

主 催 広島記念病院

連絡先 同上(地域連携室) ☎ 082-292-1271

広島市佐伯区医師会学術講演会

と き 4月12日(水) 午後7時

ところ 広島市佐伯区地域福祉センター 大会議室 Web配信

演題と講師

アジオビで実現する！頭痛診療 best practice

仙台頭痛脳神経クリニック

院長

松森 保彦

※要申込

主 催 広島市佐伯区医師会

連絡先 同上(角保) ☎ 082-921-4800

単 位 1 コード 30

東広島地区医師会学術講演会

と き 4月13日(木) 午後7時

ところ Web配信

演題と講師

－糖尿病の薬がなぜ心不全に効くのか？－

メカニズムとエビデンスからSGLT2阻害薬を考える

兵庫医科大学 循環器・腎透析内科学講座

主任教授

石原 正治

主 催 東広島地区医師会

連絡先 同上 ☎ 082-422-3810

単 位 1 コード 76

松永沼隈地区医師会学術講演会

と き 4月13日(木) 午後7時

ところ 保健福祉センター Web配信

演題と講師

オールラウンダー SGLT2阻害薬を活かすためのレシピ

－少しの工夫でいつものCKD診療メニューに隠し味を－

熊本大学大学院 生命科学研究部 腎臓内科学

准教授

栗原 孝成

主 催 松永沼隈地区医師会

連絡先 同上 ☎ 084-933-6299

単 位 1 コード 73

第276回広島県臨床整形外科医会研修講演会

と き 4月15日(土) 午後6時30分

ところ TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅北口 ホール3B

演題と講師

骨質を念頭に入れた骨粗鬆症診療とテリパラチド－リエ

ゾンサービス

社会医療法人札幌清田整形外科病院 理事長

院長

片平 弦一郎

骨粗鬆症治療薬と骨腫瘍

久留米大学医学部 整形外科科学講座

主任教授

平岡 弘二

会 費 1,000円(会員・勤務医)

4,000円(非会員)

主 催 広島県臨床整形外科医会

連絡先 マッターホルンリハビリテーション病院

☎ 0823-22-6868

単 位 2 コード 6, 59

第1回頭痛診療を考える地域連携講演会

と き 4月17日(月) 午後7時

ところ 東広島保健医療センター 大会議室 Web配信

演題と講師

片頭痛診療Update －新たな選択抗CGRP製剤への期待－

富永病院 脳神経内科 頭痛センター

副センター長

團野 大介

主 催 東広島地区医師会

連絡先 同上 ☎ 082-422-3810

単 位 1 コード 30

㊦ 安芸高田市医師会学術講演会**と き 4月18日(火) 午後7時****ところ** JA吉田総合病院 大会議室 Web配信 (Zoom)**演題と講師**

CKD患者の高血压-ARNIの役割-

医療法人一陽会 原田病院 透析室室長

広島大学病院 腎臓病地域学講座

教授

主 井 俊 樹

主 催 安芸高田市医師会**連絡先** 同上 ☎ 0826-42-4155**単 位** 1 コード 74**第320回広島胃と腸疾患研究会****と き 4月18日(火) 午後7時****ところ** 広島大学病院 広仁会館 大会議室 Web配信 (Zoom)**演題と講師**

食道癌に対する内視鏡診断と最新知見

広島大学病院 消化器内科

ト 部 祐 司

※要申込**主 催** 広島胃と腸疾患研究会**連絡先** 広島大学病院(消化器内科) ☎ 090-1039-6498**㊦ 第94回広島市中区医師会学術講演会****と き 4月20日(木) 午後7時****ところ** Web配信 (Zoom)**演題と講師**

漢方診療センターで処方する

-ここに効く漢方と使い分けのコツ-

広島大学病院 総合内科・総合診療科 漢方診療センター

教授

小 川 恵 子

※要申込**主 催** 広島市中区医師会**連絡先** 同上 ☎ 082-504-6681**単 位** 1 コード 83**㊦ 東広島地区医師会学術講演会****と き 4月20日(木) 午後7時****ところ** 東広島保健医療センター 大会議室 Web配信**演題と講師**

排尿障害に対する薬物治療

独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター

泌尿器科 部長

望 月 英 樹

主 催 東広島地区医師会**連絡先** 同上 ☎ 082-422-3810**単 位** 1.5 コード 65**2023年度第1回がんセミナー****と き 4月20日(木) 午後6時****ところ** Web配信**演題と講師**

がん疼痛マネジメントの考え方と実践

広島市立広島市民病院 緩和ケア科

部長

岡 部 智 行

※要申込**主 催** 広島市民病院**連絡先** 同上(医療支援センター:新久・丸川・谷口)

☎ 082-221-2291

単 位 1 コード 10**㊦ 第26回呉脳疾患懇話会****と き 4月21日(金) 午後7時****ところ** ビュー・ポートくれ 大会議室 Web配信**演題と講師**

脳卒中診療における最近の話題と降圧治療の重要性

独立行政法人 国立病院機構 大阪医療センター

脳卒中内科 科長

山 上 宏

主 催 呉脳疾患懇話会**連絡先** 呉市医師会 ☎ 0823-22-2326**単 位** 1 コード 74**学術講演会掲載規定****1 原稿宛先**

〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-3

広島県医師会広報情報課宛

E-mail: kouhou@hiroshima.med.or.jp FAX: 082-568-2112

電話での掲載依頼は不可(変更の際しても)。

2 掲載回数

3回以内(県医師会速報は毎月5日、15日、25日の発行、掲載希望発行日の2週間前に原稿必着のこと。なお、年末年始、長期休暇の際は早めをお願いします)。

3 掲載原稿

E-mail(案内状の添付のみは不可)またはFAXにて送付のこと。

日生涯教育講座を希望の場合は別途提出のこと。

E-mailでの申し込みについては、受領後3日以内に返信連絡をいたします。万一連絡がない場合には念のため事務局までご連絡ください。

4 掲載内容

(1) とき・ところ・演題と講師名・主催・連絡先(名称・TEL)を明記ください。

※会費のある場合は記載ください。

(2) 座長、司会、世話人等は掲載しない。

(3) シンポジウムはテーマのみ掲載する(一般演題のテーマ・演者名は掲載しない)。

(4) オープンカンファレンスは症例検討または演題のみを掲載(外部講師の場合は役職・氏名を掲載)。

(5) 掲載希望原稿の内容は広報委員会で協議のうえ、掲載の採否、文言を修正することもあります。

※講演会名及び演題名に、会社名や商品名の記載があるものは原則不可。

5 掲載料

無料。ただし、会社名、商品名等(主催者名、後援名等にかかわらず)が記載してあるものは有料(1回につき5,000円(税別)、3回まで)。

有料掲載の場合は請求先を明記のこと。

広島県医師会広報委員会



【今号の学会案内】

●第31回 日本医学会総会 2023東京



第31回 日本医学会総会 2023 東京

ビッグデータが拓く未来の医学と医療
～豊かな人生100年時代を求めて～

事前参加登録者特典

1. 産業医セッション事前申込 (受付中:3月31日正午まで)
2. 共通講習事前申込 (受付中:3月31日正午まで)
3. ランチョンセミナー事前申込 (3月1日より受付開始)
4. 4月20日開催 開会記念 特別講演会 事前申込 (3月1日より受付開始)

申込は先着順となります。定員に達し次第、受付終了となりますので、予めご了承ください。詳細はWEBサイトよりご覧ください。

会 期

(学術集会) 2023年4月21日(金)～23日(日)
(学術展示) 2023年4月20日(木)～23日(日)
(博 覧 会) 2023年4月15日(土)～23日(日)

会 場

東京国際フォーラム
および 丸の内・有楽町エリア

会 頭

春日 雅人 朝日生命成人病研究所 所長
国立国際医療研究センター 名誉理事長

開催形式

現地開催+WEB開催
(LIVE配信およびオンデマンド配信)

開催形式について

第31回日本医学会総会は、現地開催に加え、WEB開催(LIVE配信およびオンデマンド配信)を組み合わせたハイブリッド開催で準備を進めております。

■参加方法および参加登録費について

・現地参加の場合は、WEB参加も可能です。
また、現地参加が叶わぬ場合には、WEBのみでもご参加いただけます。
・大学院生およびメディカルスタッフで“WEB参加のみ”にてご登録いただいた場合は、現地参加いただけません。

■視聴可能プログラムについて

LIVE配信:現地開催と同時刻に、現地で開催中のプログラムを生中継します。
オンデマンド配信:現地開催終了後に、現地で収録したプログラムを録画放送します。
オンデマンド配信は、お好きな時間に、何度でも視聴可能です。
(オンデマンド配信期間は2023年5月～7月頃を予定しています)
LIVE配信およびオンデマンド配信については、WEBサイトにてご案内いたします。

事前参加登録は
こちらから

<https://isoukai2023.jp/>

🔍 医総会2023



【事務局】 〒113-8655 東京都文京区本郷7-3-1
東京大学医学部附属病院中央診療棟2(8F)
TEL | 03-5800-8971 FAX | 03-5800-6412
E-mail | office@isoukai2023.jp

編集室

身の丈戦略

最近の高校生の進路指導において教師や予備校の先生が身の丈に合った大学や職業を薦めることが多いとのことで、「身の丈とはなんぞや」と考えてみました。バックグラウンドがどうであれ将来ある若者に対して身の丈と使うのに違和感はないのか?いわゆる虚栄心を持たず自分の能力を受け入れる事では寂しいように思います。

夢に向かって努力している人、挑戦や冒険にワクワクしている人、ライフワークを持っている人がうらやましいです。具体的にはプロを目指すスポーツ選手、スタートアップ企業の人々や科学者や研究者は日本のインナーサークルさらに世界のインナーサークルを目指してほしい。何度も限界を突破していく力が必要です。年齢が若いほど可能性は無限大です。身の丈ほど野暮な言葉はありません。

しかし、多くの人は年を重ねるに従い自然と身の丈を考えて生活するようになります。

仕事の実態調査をした坂本貴志氏著書「ほんとうの定年後」によると、

「50代で就労観は一変する。組織における出世争いは熾烈である。数少ないポストを多くの人が争うことから勝ち残れる人はごくわずか。大多数はどこかの段階で出世レースから振るい落とされることになる。勝ち残った少数派にとってもどこかの段階でキャリアの階段を下る局面は必ず訪れる。そして定年を迎える頃になると、自身の能力の限界を感じ、諦めることができるかが定年後に幸せな生活を送れるかどうかを大きく左右するのである」

妙に納得してしまい、これが現実の身の丈だと思いました。

ウクライナ戦争を契機にトルコとインドが戦略的なしたたかな身の丈外交をしています。いわゆる国連総会での採決において棄権票の中心になっています。中国がロシア側に接近したため、新たな勢力の台頭です。日本の外交もバランスの立ち位置をちょっと

変えるくらいトルコとインドのする賢い外交(身の丈戦略)を少しはまねてほしいものです。

さて、コロナ禍で受診困難であった患者が相次いだ事を理由にかかりつけ医の制度化(認定・登録制)への議論が国と日本医師会でさらに国会でも行われています。人口減少地域の開業医は一般の定年を過ぎた高齢の医者が多く確かにコロナ患者を診療する自信は持てませんでした。現状コロナ禍を境に閉院も相次いでいると聞いています。そもそも初期の致死率が高かった第二類相当の新型コロナ感染症を感染症専門でない民間の開業医が対応せよというのは「訓練を受けていない民兵が戦地に行く」と近い感覚であり、国は医師の社会的・倫理的立場と正義感・使命感に頼り、セーフティーネットはありませんでした。医師法の応召義務はありますが、個々の身の丈の判断も必要でしょう。保健所の機能強化が最優先です。

また、この議論は進め方が非常に乱暴と感じます。財務省の一挙両得を狙った策としか考えられません。かかりつけ医の定義が何であれ医療提供制度が全く異なる欧米の財政効率化を日本の現場に押しつけるやり方は好ましくありません。国民皆保険制度下においての認定・登録制となると何でも診療できる赤ひげ先生は理想ですが医者以上の特別な人格者だから成り立つところがあります。私のような整形外科医は患者への親身な対応と御用聞きに徹し自分の身の丈を考えての適切な診療科を薦めるゲートキーパーが限界です。また制度化は都市部ではメリットがあるかもしれませんが、地方では開業医・基幹病院や医師会・行政(市・保健所)の連携が既に密で効率化されており混乱するでしょう。離島やへき地の医療は赤ひげ先生の献身により死守されており、大変な苦勞が想像でき頭が下がる思いです。少し熱くなってしまいましたが、赤ひげにはなれない医者ガスの抜きでした。

(上野 宏泰)

広島県医師会速報 2023年(令和5年)3月25日

- 発行所／一般社団法人 広島県医師会 〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2番3号 TEL:082-568-1511 FAX:082-568-2112
広島県医師会HP <https://www.hiroshima.med.or.jp/> E-mail:kouhou@hiroshima.med.or.jp
- 編集者／広島県医師会長 松村 誠
(広報委員) 豊田 紳敬、上野 宏泰、加藤 誓、河村りゅう、児玉 篤、先本 秀人、住居見太郎、
田中 民江、谷 充理、西江 学、原田和歌子、岩崎 泰政、平尾 健、正岡 良之
- 印刷所／レータプレス株式会社 〒739-1752 広島市安佐北区上深川町809番地の5 TEL:082-844-7500 FAX:082-844-7800